

令和 8 年第 1 回定例会
総務企画委員会説明資料
(議案関係)

1	令和 7 年度最終補正予算案	2
2	令和 8 年度当初予算案	3
3	第 63 号議案 茨城県資金積立基金条例の一部を改正する条例	5
4	第 69 号議案 工事請負契約の締結について (県庁舎行政棟外部改修工事)	6
5	報告第 1 号 地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づく専決処分について 別記 4 令和 7 年度茨城県一般会計補正予算 (第 8 号)	8
6	第 21 号議案 茨城県税外収入金の延滞金徴収条例及び茨城県行政手続条例 の一部を改正する条例	9
7	第 22 号議案 茨城県公益認定等審議会条例の一部を改正する条例	10
8	第 23 号議案 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	11
9	第 24 号議案 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部 を改正する条例	12
10	第 25 号議案 茨城県手数料徴収条例の一部を改正する条例	13
11	第 26 号議案 茨城県地方活力向上地域等における県税の特別措置に関する条例 の一部を改正する条例	14
12	第 27 号議案 茨城県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例	15
13	第 40 号議案 包括外部監査契約の締結について	16

令和 8 年 3 月 12 日

総 務 部

2 令和8年度当初予算案

(1) 予算編成の基本的な考え方

今回の予算編成に当たっては、人口減少時代の「新しい茨城」づくりに向け、引き続き、「新しい豊かさ」、「新しい安心安全」、「新しい人財育成」、「新しい夢・希望」の4つのチャレンジに取り組むこととした。

その中でも特に重点的に進める3つの取組として、「本県に他地域にはない特長をつくるための『差別化』」、「本県の将来の発展を見据えた『インフラへの投資』」、「『多様な人財』が活躍できる社会の実現」を推進していくことを基本的な考えとした。

(2) 当初予算案の規模

一般会計 1兆3,599億円(前年度比 + 962億円 + 7.6%)

* 当初予算の歳出規模として過去最大、県税も過去最大

(3) 主な歳入の状況

県税	4,471億円(前年度比 + 90億円 + 2.1%)
(利子割・地方消費税清算後)	5,150億円(" + 197億円 + 4.0%)
地方特例交付金	198億円(" + 180億円 + 1000.0%)
地方交付税	2,247億円(" + 213億円 + 10.5%)
国庫支出金	1,525億円(" + 164億円 + 12.0%)
県債	828億円(" + 69億円 + 9.1%)
うち臨時財政対策債	-億円(" -億円 -%)

(4) 主な歳出の状況

義務的経費	5,385億円(前年度比 + 431億円 + 8.7%)
・人件費	3,461億円(" + 275億円 + 8.6%)
・公債費	1,632億円(" + 139億円 + 9.3%)
・扶助費	292億円(" + 17億円 + 6.1%)
(社会保障関係費)	1,815億円(" + 55億円 + 3.1%)
投資的経費	1,556億円(" + 71億円 + 4.8%)
一般行政費	4,580億円(" + 326億円 + 7.7%)
税交付金等	2,078億円(" + 135億円 + 6.9%)

(参考)公共事業(特別会計、企業会計含む)

	1,171億円("	+	65億円	+	5.9%)
・国補公共事業	827億円("	+	32億円	+	4.0%)
・県単公共事業	343億円("	+	33億円	+	10.6%)

(注意)単位未満の四捨五入により、合計と各項目の足し上げが一致しない場合がある。

総務企画委員会説明資料（条例等）

総務部 財政課

項 目	茨城県資金積立基金条例の一部を改正する条例【一部改正】
1 改正の理由	<p>茨城県高等学校等教育改革促進基金を設置するとともに、茨城県放射線利用試験研究施設等整備基金を廃止するため、所要の改正をしようとするもの</p>
2 内容	<p>基金の設置及び廃止</p> <p>(1) 茨城県高等学校等教育改革促進基金の設置 公立の高等学校等における教育改革の推進のための事業に要する費用を積み立てるため、茨城県高等学校等教育改革促進基金を設置</p> <p>(2) 茨城県放射線利用試験研究施設等整備基金の廃止 基金全額の活用による設置目的の達成に伴い、基金を廃止</p>
3 施行日	<p>上記(1) : 公布の日 上記(2) : 令和 8 年 3 月 31 日</p>

総務企画委員会説明資料

総務部 管財課

項 目	工事請負契約の締結について（県庁舎行政棟外部改修工事）							
<p>1 現状・課題</p> <p>県庁舎行政棟については竣工から27年が経過し、外壁のシーリングなどの劣化が進行していることから、改修を実施する必要がある。</p> <p>2 必要性・ねらい</p> <p>予防保全工事を適切に実施することにより、県庁舎の長寿命化を図るとともに、施設利用者（来庁者、職員等）の安全・安心を確保する。</p> <p>3 事業の内容</p> <p>(1) 概 要 県庁舎行政棟外部改修工事に係る工事請負契約</p> <p>(2) 契約相手方 日立市多賀町二丁目10番7号 オカベ・鈴木良特定建設工事共同企業体 代表者 株式会社オカベ 代表取締役 岡部 英明</p> <p>(3) 契約額 506,000,000円（税込）</p> <p>(4) 工 期 令和8年3月から令和9年3月</p> <p>(5) 工事内容 外部改修工事一式（外壁シーリング更新、鉄骨部塗装等）</p> <p>(6) 全体スケジュール</p> <table border="1" data-bbox="288 1594 1391 1798"><thead><tr><th data-bbox="288 1594 639 1720">2023～24年度 (令和5～6年度)</th><th data-bbox="639 1594 1038 1720">2025年度 (令和7年度)</th><th data-bbox="1038 1594 1391 1720">2026年度 (令和8年度)</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="288 1720 639 1798">実施設計等</td><td data-bbox="639 1720 1038 1798">発注・契約・工事</td><td data-bbox="1038 1720 1391 1798">工事</td></tr></tbody></table>			2023～24年度 (令和5～6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	実施設計等	発注・契約・工事	工事
2023～24年度 (令和5～6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)						
実施設計等	発注・契約・工事	工事						

県庁舎行政棟外部改修工事

目的

予防保全工事を適切に実施することにより、県庁舎の長寿命化を図るとともに、施設利用者（来庁者・職員等）の安全・安心を確保する。

内容

契約相手方 オカベ・鈴木良特定建設工事共同企業体

契約額 506,000,000円

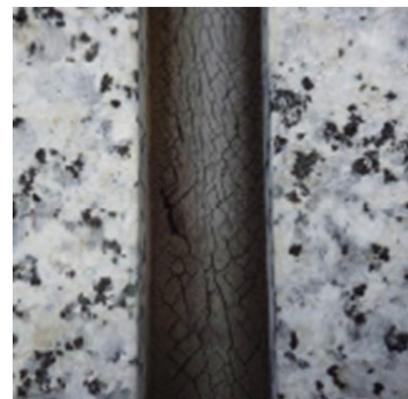
工事場所 水戸市笠原町地内（県庁舎）

工事概要 外部改修工事一式

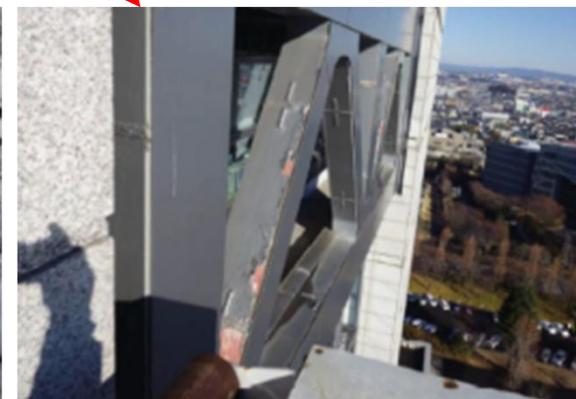
工期 令和8年3月から令和9年3月まで

工事概要

- ・外部改修工事 一式
- ・防水工事（建具廻り・外壁シーリングの更新）
- ・塗装工事（鉄骨部（スーパーストラクチャー）の塗装）



シーリングひび割れ



鉄骨部 仕上げの劣化（赤丸部）

総務企画委員会説明資料

総務部 市町村課

項 目	地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づく専決処分について ・令和 7 年度茨城県一般会計補正予算（第 8 号） （衆議院議員総選挙執行費予算）
<p>1 必要性</p> <p>公職選挙法第 31 条の規定に基づき、衆議院解散後 40 日以内に執行する衆議院議員総選挙の執行経費に関する予算について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分したもの （専決処分の理由）</p> <p>選挙の執行にあたっては、衆議院解散後速やかに、投票用紙や候補者用諸物品の発注、投開票速報のためのシステム設置等の準備を進める必要があり、特に緊急を要し議会を招集する時間的余裕がないため</p> <p><第 51 回衆議院議員総選挙></p> <ul style="list-style-type: none">・R8. 1. 19 高市首相が衆議院解散、選挙実施の意向表明・R8. 1. 23 衆議院解散・R8. 1. 27 公示・R8. 2. 8 投開票 <p>2 内容</p> <p>(1) 専決処分量 1, 809 百万円</p> <ul style="list-style-type: none">・市町村における投開票等に要する経費 （人件費、ポスター掲示場の設置等）・県における選挙物品や啓発等に要する経費 （人件費、選挙公報の作成、投票用紙の作成等） <p>(2) 専決処分日 令和 8 年 1 月 23 日（解散日と同日）</p>	

総務企画委員会説明資料（条例等）

総務部 総務課・財政課

項 目	茨城県税外収入金の延滞金徴収条例及び茨城県行政手続条例の一部を改正する条例【一部改正】	
<p>1 改正の理由 地方税法（昭和25年法律第226号）及び行政手続法（平成5年法律第88号）の一部改正に伴い、茨城県税外収入金の延滞金徴収条例（昭和39年条例第30号）及び茨城県行政手続条例（平成7年条例第5号）における公示送達について、所要の改正を行うもの</p>		
<p>2 内容 各条例における公示送達について、以下のとおり実施することとする。</p>		
	茨城県税外収入金の延滞金徴収条例	茨城県行政手続条例
手 続	延滞金徴収に係る書類の送達	聴聞及び弁明の機会の通知の送達
インターネットにより公表される内容	① 送達すべき書類を特定するために必要な情報（例：書類を送達する根拠法令等） ② 送達を受けるべき者の氏名 ③ 送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する旨 ※各所属のホームページに掲載予定	① 不利益処分の名宛人となるべき者の氏名 ② 期日、場所及び聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地 ③ 行政庁が書面をいつでもその者に交付する旨 ※各所属のホームページに掲載予定
掲示場での掲示等	上記の事項が記載された書面を行政庁の事務所の掲示板に掲示し、又は事務所に設置したパソコン等の画面に表示して閲覧	
<p>3 効果・影響 各条例における公示送達について、従来実施している掲示場での書面の掲示に加えて、インターネット上での公示事項の公表が必要となる。</p>		
<p>4 施行日 (1) 茨城県税外収入金の延滞金徴収条例 規則で定める日 (2) 茨城県行政手続条例 令和8年5月21日（改正行政手続法の施行日と同日）</p>		

総務企画委員会説明資料（条例等）

総務部 総務課

項 目	茨城県公益認定等審議会条例の一部を改正する条例【一部改正】
1	改正の理由・根拠
1	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするもの
2	背景・必要性
2	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の一部改正により、茨城県公益認定等審議会の審議事項に公益信託に関する事項が追加されることに伴い、所要の改正をするもの
3	内容
3	茨城県公益認定等審議会が処理する事項として、新たに公益信託に関する事項を追加するもの
4	効果・影響
4	茨城県公益認定等審議会において、新たに公益信託に関する法律の規定による公益信託認可等及び監督処分等の事項について審議・答申することとなる。
5	施行日
5	令和8年4月1日
6	参考事項
6	【参考】公益信託について
6	・ 個人や法人が学術・文化・福祉などの公益目的のために財産を信託銀行などに預け、その財産を公益目的に沿って管理・運用してもらい、社会貢献活動（奨学金、研究助成、環境保護等）を行う制度
6	・ 公益財団法人とほぼ同様の機能を有するが、独自の事務所・職員を置く必要がないなど、柔軟で円滑な活動が可能
6	【茨城県公益認定等審議会の概要】
6	・ 設置根拠：公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第50条第2項
6	・ 委員数：5名
6	・ 任期：2年

総務企画委員会説明資料（条例等）

総務部 人事課

項 目	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例【一部改正】
1 改正の理由	人事委員会の勧告等を踏まえ、給料表の号給構成や通勤手当等の諸手当を見直すなど、所要の改正をしようとするもの
2 内容	
(1) 職員の給与に関する条例の一部改正	
① 給料表の見直し	職責をより重視した給料体系とするための給料表の号給構成等の見直し
② 通勤手当の見直し	
ア 交通用具使用者に対する使用距離に応じた支給上限額の引上げ	55,000 円/月 → 66,400 円/月
イ パーク＆ライドに係る駐車場料金の支給対象を拡大	
(2) その他所要の改正	
3 効果・影響	一般会計影響額 年間約 8 百万円
4 施行日	令和 8 年 4 月 1 日

総務企画委員会説明資料（条例等）

総務部 人事課

項 目	特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例【一部改正】																												
1 改正の理由	茨城県特別職報酬等審議会からの答申を踏まえ、特別職の職員の給料等を改定しようとするもの																												
2 内容	<p>(1) 知事等の給料の引上げ</p> <p>ア 茨城県特別職報酬等審議会からの答申を踏まえ、知事及び副知事の給料を引上げ</p> <p>イ アに準じて、教育長、公営企業管理者、病院事業管理者及び常勤の監査委員の給料を引上げ</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">職名</th> <th style="width: 20%;">給料月額 (現行)</th> <th style="width: 20%;">給料月額 (改定後)</th> <th style="width: 30%;">改定額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>知事</td> <td style="text-align: right;">1,340,000 円</td> <td style="text-align: right;">1,380,000 円</td> <td style="text-align: right;">40,000 円</td> </tr> <tr> <td>副知事</td> <td style="text-align: right;">1,080,000 円</td> <td style="text-align: right;">1,090,000 円</td> <td style="text-align: right;">10,000 円</td> </tr> <tr> <td>教育長</td> <td style="text-align: right;">910,000 円</td> <td style="text-align: right;">920,000 円</td> <td style="text-align: right;">10,000 円</td> </tr> <tr> <td>公営企業管理者</td> <td style="text-align: right;">910,000 円</td> <td style="text-align: right;">920,000 円</td> <td style="text-align: right;">10,000 円</td> </tr> <tr> <td>病院事業管理者</td> <td style="text-align: right;">910,000 円</td> <td style="text-align: right;">920,000 円</td> <td style="text-align: right;">10,000 円</td> </tr> <tr> <td>常勤の監査委員</td> <td style="text-align: right;">660,000 円</td> <td style="text-align: right;">670,000 円</td> <td style="text-align: right;">10,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 非常勤特別職の職員の報酬の引上げ</p> <p>(1)に準じて、非常勤特別職の職員の報酬を引上げ</p>	職名	給料月額 (現行)	給料月額 (改定後)	改定額	知事	1,340,000 円	1,380,000 円	40,000 円	副知事	1,080,000 円	1,090,000 円	10,000 円	教育長	910,000 円	920,000 円	10,000 円	公営企業管理者	910,000 円	920,000 円	10,000 円	病院事業管理者	910,000 円	920,000 円	10,000 円	常勤の監査委員	660,000 円	670,000 円	10,000 円
職名	給料月額 (現行)	給料月額 (改定後)	改定額																										
知事	1,340,000 円	1,380,000 円	40,000 円																										
副知事	1,080,000 円	1,090,000 円	10,000 円																										
教育長	910,000 円	920,000 円	10,000 円																										
公営企業管理者	910,000 円	920,000 円	10,000 円																										
病院事業管理者	910,000 円	920,000 円	10,000 円																										
常勤の監査委員	660,000 円	670,000 円	10,000 円																										
3 効果・影響	一般会計影響額 年間約 14 百万円																												
4 施行日	令和 8 年 4 月 1 日																												

総務企画委員会説明資料（条例等）

総務部 財政課

項 目	茨城県手数料徴収条例の一部を改正する条例【一部改正】
1 改正の理由	<p>県が処理する事務に係る手数料について、法律の改正等に伴い、必要な事項を改正するもの</p>
2 内容	<p>(1) 低炭素建築物新築等計画の認定等に併せて建築基準の審査を申請する場合における手数料の加算の廃止 （現 行）県が審査の一部を外部機関に委託 ↓ （改正後）申請者が外部機関の審査を受けた後、県に申請 （主なもの） ・低炭素建築物新築等計画認定申請手数料 362,000円→244,000円</p> <p>(2) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正等に伴う低炭素建築物新築等計画の認定等の審査を行う外部機関の見直しを踏まえた規定の整理</p> <p>(3) その他所要の改正</p>
3 施行日	<p>上記（1）、上記（2）：令和8年4月1日 上記（3）：公布の日外</p>

総務企画委員会説明資料（議案関係）

総務部 税務課

項 目	茨城県地方活力向上地域等における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例【一部改正】						
1	<p>改正の理由</p> <p>現行の特別措置の適用期限が本年度末までとなっているため、期限の延長を行おうとするものである。</p> <p><目的・必要性></p> <p>本県への企業の本社機能の移転等の促進を通じた就業の機会の創出及び経済基盤の強化を引き続き図る必要がある。</p>						
2	<p>内容</p> <p>・事業税及び不動産取得税に係る特別措置の適用期限について、関係法令の2年間延長に準じて延長する。 令和8年3月31日まで→令和10年3月31日まで</p> <p><制度の概要></p> <p>(1) 対象要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本社機能を有する事務所、研究所、研修所の新增設 ・取得価格3,800万円（中小企業者は1,900万円）以上 ・増加従業員数5人（中小企業者は1人）以上 <p>(2) 対象税目</p> <p>① 事業税（個人・法人） 増加従業員数の割合等に応じて3年間軽減</p> <p>② 不動産取得税 新增設した家屋、敷地の取得に係る部分を軽減</p> <p>(3) 対象区域 地域再生法に基づく特別措置に加え、同法の対象外となっている区域についても本県独自に不均一課税措置を講じることで、県内全域を対象としている。</p>						
3	<p>効果・影響</p> <p>本県への企業の本社機能の移転等を促進することにより、新たな就業の機会の創出及び経済基盤の強化を図ることができる。</p>						
4	<p>施行日</p> <p>公布の日</p>						
5	<p>参考事項</p> <p>適用実績（平成28年～令和7年12月の累計）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%;">実法人数</td> <td style="text-align: right;">32社</td> </tr> <tr> <td>免除税額</td> <td style="text-align: right;">約4.2億円 〔うち国制度 約3.3億円(26社) うち県制度 約0.9億円(6社)〕</td> </tr> <tr> <td>増加従業員数</td> <td style="text-align: right;">3,213人</td> </tr> </table>	実法人数	32社	免除税額	約4.2億円 〔うち国制度 約3.3億円(26社) うち県制度 約0.9億円(6社)〕	増加従業員数	3,213人
実法人数	32社						
免除税額	約4.2億円 〔うち国制度 約3.3億円(26社) うち県制度 約0.9億円(6社)〕						
増加従業員数	3,213人						

総務企画委員会説明資料（議案関係）

総務部 市町村課

項 目	茨城県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例【一部改正】
1	<p>改正の理由・根拠</p> <p>(1)住民基本台帳法（以下、「住基法」という。）第30条の15第1項第2号及び同法第30条の44の6第1項第2号の規定に基づき住民基本台帳ネットワークシステム等（以下、「住基ネット」という。）で本人確認情報及び附票本人確認情報を利用することができる事務を定めるもの</p> <p>(2)住基法の一部改正</p> <p>※本人確認情報：住民票に記載される氏名、住所等 附票本人確認情報：戸籍の附票に記載される氏名、住所等</p> <p>改正の目的</p> <p>本人確認情報等を利用することができる事務を追加する等、所要の改正を行うもの</p> <p>背景・必要性</p> <p>住民票の写し又は戸籍の附票の写しを必要とする事務において、取得に要する住民の負担軽減及び事務処理に係る効率化を図る必要があるため</p> <p>内容</p> <p>(1)行政事務の効率化を図るための事務の追加（1事務）</p> <ul style="list-style-type: none">茨城県地域医療薬剤師修学資金貸与条例による修学資金の貸与に係る債権の回収に関する事務 <p>(2)既に県が条例で定める住基ネットを利用できる事務のうち、住基法の一部改正により法を根拠として利用できる事務が追加されたことから、その重複する事務を条例から削除（3事務）</p> <ul style="list-style-type: none">採石法による採石業者の登録又は届出に関する事務砂利採取法による砂利採取業者の登録又は届出に関する事務住民監査請求に係る措置の請求の受理に関する事務 <p>効果・影響</p> <p>住民票の写し及び戸籍の附票の写しについて住民からの提出又は公用請求による取得が不要となり、住民の負担軽減及び事務処理の効率化を図ることができる</p> <p>施行日</p> <p>公布の日</p>

総務企画委員会説明資料（議案関係）

総務部 行政経営課

項 目	包括外部監査契約の締結について																																																														
1	<p>予算額 16,500千円</p>																																																														
2	<p>現況・課題</p> <p>(1) 地方自治法に基づき、平成11年4月から、県の組織に属さない外部監査人が、特定のテーマを定め、県の財務等について毎年度監査を行うことが義務付けられている。</p> <p>(2) 外部監査人の資格は、弁護士、公認会計士、監査等実務精通者又は税理士とされている（地方自治法第252条の28①・②）。</p> <p>(3) 同一の外部監査人とは連続して4回契約することができない（地方自治法第252条の36④）。</p>																																																														
3	<p>必要性・ねらい</p> <p>外部監査制度は、地方分権の推進に伴い、地方公共団体の行政の適正な運営を確保する必要があるため、以下の観点から設けられた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体の監査機能の専門性、独立性の強化 ・地方公共団体の監査機能に対する住民の信頼性の確保 																																																														
4	<p>内容</p> <p>地方自治法の規定に基づき、公認会計士 <small>まえじまじんいち</small> 前嶋仁一氏と包括外部監査契約を締結しようとするものである。</p> <p>[包括外部監査契約のフロー]</p> <div style="text-align: center;"> <pre> graph TD A[監査委員] -- ① 契約に関する意見 --> B[知事] B -- ② 議案提出 --> C[議会] C -- ③ 議決 --> B B -- ④ 契約の締結 --> D[包括外部監査人] </pre> </div>																																																														
5	<p>参考事項</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>○契約</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>H11～H13</td><td>公認会計士</td><td>衣笠</td><td>秀夫</td></tr> <tr><td>H14～H16</td><td>税理士</td><td>安</td><td>四郎</td></tr> <tr><td>H17～H19</td><td>公認会計士</td><td>今野</td><td>利明</td></tr> <tr><td>H20～H22</td><td>税理士</td><td>池谷</td><td>達郎</td></tr> <tr><td>H23～H25</td><td>公認会計士</td><td>小林</td><td>保弘</td></tr> <tr><td>H26～H28</td><td>税理士</td><td>池田</td><td>雄一</td></tr> <tr><td>H29～R1</td><td>公認会計士</td><td>蛭田</td><td>清人</td></tr> <tr><td>R2・R3</td><td>税理士</td><td>坂本</td><td>和重</td></tr> <tr><td>R4～R6</td><td>公認会計士</td><td>小笠原</td><td>隆</td></tr> <tr><td>R7</td><td>公認会計士</td><td>前嶋</td><td>仁一</td></tr> </table> </div> <div style="width: 45%;"> <p>○前嶋仁一氏経歴</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>H6～H13</td><td>太田昭和監査法人</td></tr> <tr><td></td><td>(現: EY新日本有限責任監査法人)</td></tr> <tr><td>H9</td><td>公認会計士登録</td></tr> <tr><td>H13</td><td>前嶋仁一公認会計士事務所開設</td></tr> <tr><td>H17～H19</td><td>県包括外部監査補助者</td></tr> <tr><td>R2～R4</td><td>水戸市包括外部監査人</td></tr> </table> </div> </div> <p>○監査テーマ</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>R3</td><td>債権（県税に係るものを除く。）の管理に関する財務事務の執行について</td></tr> <tr><td>R4</td><td>水道事業における財産の維持管理等に関する財務事務の執行及び経営管理について</td></tr> <tr><td>R5</td><td>下水道事業に関する財務事務の執行及び経営管理について</td></tr> <tr><td>R6</td><td>基金等の管理と運用について</td></tr> <tr><td>R7</td><td>農林水産部の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について</td></tr> </table>	H11～H13	公認会計士	衣笠	秀夫	H14～H16	税理士	安	四郎	H17～H19	公認会計士	今野	利明	H20～H22	税理士	池谷	達郎	H23～H25	公認会計士	小林	保弘	H26～H28	税理士	池田	雄一	H29～R1	公認会計士	蛭田	清人	R2・R3	税理士	坂本	和重	R4～R6	公認会計士	小笠原	隆	R7	公認会計士	前嶋	仁一	H6～H13	太田昭和監査法人		(現: EY新日本有限責任監査法人)	H9	公認会計士登録	H13	前嶋仁一公認会計士事務所開設	H17～H19	県包括外部監査補助者	R2～R4	水戸市包括外部監査人	R3	債権（県税に係るものを除く。）の管理に関する財務事務の執行について	R4	水道事業における財産の維持管理等に関する財務事務の執行及び経営管理について	R5	下水道事業に関する財務事務の執行及び経営管理について	R6	基金等の管理と運用について	R7	農林水産部の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について
H11～H13	公認会計士	衣笠	秀夫																																																												
H14～H16	税理士	安	四郎																																																												
H17～H19	公認会計士	今野	利明																																																												
H20～H22	税理士	池谷	達郎																																																												
H23～H25	公認会計士	小林	保弘																																																												
H26～H28	税理士	池田	雄一																																																												
H29～R1	公認会計士	蛭田	清人																																																												
R2・R3	税理士	坂本	和重																																																												
R4～R6	公認会計士	小笠原	隆																																																												
R7	公認会計士	前嶋	仁一																																																												
H6～H13	太田昭和監査法人																																																														
	(現: EY新日本有限責任監査法人)																																																														
H9	公認会計士登録																																																														
H13	前嶋仁一公認会計士事務所開設																																																														
H17～H19	県包括外部監査補助者																																																														
R2～R4	水戸市包括外部監査人																																																														
R3	債権（県税に係るものを除く。）の管理に関する財務事務の執行について																																																														
R4	水道事業における財産の維持管理等に関する財務事務の執行及び経営管理について																																																														
R5	下水道事業に関する財務事務の執行及び経営管理について																																																														
R6	基金等の管理と運用について																																																														
R7	農林水産部の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について																																																														

令和 8 年第 1 回定例会
総務企画委員会説明資料
(報告関係)

1	新しい茨城県総合計画 第 4 部「挑戦する県庁」への変革 (案) について (総務部関連部分)	2
2	令和 7 年度包括外部監査の結果及び今後の対応について	4
3	令和 6 年度茨城県の財務書類の概要	5
4	ネーミングライツ・パートナーについて	9
5	税務情報の誤送付について	11
6	神栖市長選挙審査申し立てに係る対応	12
7	令和 8 年度 総務部の組織改正について	14
8	茨城県職員子育て応援・女性活躍推進プラン (第 2 期) の策定	15
9	財政収支見通し	17
10	茨城県県税条例の改正	19
11	阿見町における市制施行の見送りについて	20

令和 8 年 3 月 1 2 日

総 務 部

総務企画委員会説明資料

総務部 行政経営課

項目	新しい茨城県総合計画 第4部「挑戦する県庁」への変革(案)について (総務部関連部分)
1 計画(案)の概要 (詳細は次頁参照)	<p>(1) 計画期間 令和8(2026)年度からの4年間(2026～2029年度)</p> <p>(2) 趣 旨 将来構想に掲げる「活力があり、県民が日本一幸せな県」の実現に向けた全ての施策展開を支える基盤として、今後(令和8年度から)の4年間における行財政運営の主な取組等を示す。</p> <p>(3) 基本方針 未来に希望の持てる新しい茨城づくりに向けて 「挑戦する県庁」への変革</p> <p>(4) 基本姿勢 「県民本位」、「積極果敢」、「選択と集中」</p> <p>(5) 取組の柱 取組Ⅰ 挑戦できる体制づくり、取組Ⅱ 未来志向の財政運営</p> 2 主な改定内容
	<ul style="list-style-type: none">○ 人口減少や雇用の流動化が進み、職員の確保などが課題となってきたことから、「多様な試験方法の工夫」や「外部人材の活用」、「給与などの処遇の改善」を明記○ 今般の災害対応や経済状況、国際情勢などを踏まえ、「社会情勢の変化に対応できる機動的かつ柔軟な組織体制づくり」を明記○ AIの急速な進化を踏まえ、「AIをはじめとするデジタル技術を活用した業務改革」や「生成AI等のデジタル技術の積極的な活用」を明記○ 多様で柔軟な働き方をさらに推進していくため、「フレックスタイム制」や「勤務間インターバルの確保」を明記
3 策定経過等	<p>(1) 総合計画審議会の開催(現在[3/12]まで3回開催)</p> <p>諮 問 令和7年10月30日</p> <p>答申(原案)審議 令和8年1月26日</p> <p>答 申 令和8年3月下旬</p> <p>(2) 未来を拓く新たな茨城づくり調査特別委員会における審議(現在[3/12]まで10回開催)</p> <p>調査報告(最終提言) 令和7年12月15日(第4回定例会)</p> <p>(3) パブリックコメントの実施</p> <p>期 間 令和8年2月11日～2月25日(15日間)</p> <p>意見の募集方法 県HPへの掲載、計画推進課及び各県民センター等での閲覧</p>

新しい茨城県総合計画 第4部「挑戦する県庁」への変革（案）（概要）

基本方針	未来に希望の持てる新しい茨城づくりに向けて 「挑戦する県庁」 への変革
基本姿勢	県民本位 ▶ 「県民のためになっているか」 を常に考え、政策を実行します。
	積極果敢 ▶ 横並び意識を打破し、失敗を恐れず積極果敢に挑戦します。
	選択と集中 ▶ 目的を見据えて選択と集中を徹底し、経営資源を最大限効果的に活用します。

I 挑戦できる体制づくり

政策1 「人財」の育成と実行力のある組織づくり

施策(1) 失敗を恐れずに挑戦する多様な「人財」の育成と確保	<ul style="list-style-type: none"> ・「人財」育成（職員研修の充実、職員の兼業の推進、市町村等との合同研修や人事交流の実施等） ・「人財」確保（多様な試験方法の工夫、外部人材の活用、給与などの処遇の改善等）
施策(2) スピード感を持って挑戦する実行力のある組織づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・積極果敢に挑む組織づくり（社会情勢の変化に対応できる機動的かつ柔軟な組織体制づくり等） ・県民本位の行政サービスの提供

政策2 スマート自治体の実現に向けたデジタルトランスフォーメーション（DX）の推進

施策(1) 県庁 DX の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・AIをはじめとするデジタル技術を活用した業務改革（生成AI等のデジタル技術の積極的な活用等） ・DX推進のための人財の育成と意識改革
施策(2) DXによる県民の利便性向上	<ul style="list-style-type: none"> ・県民サービスの充実

政策3 働き方改革の推進

施策 職員が意欲を持って仕事ができる環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・多様で柔軟な働き方の推進（時差出勤・テレワーク・フレックスタイム制など柔軟な働き方の推進、勤務間インターバルの確保等） ・仕事の生産性の向上
-------------------------	--

政策4 多様な主体と連携した県政運営

施策 多様な主体と連携した県政運営	<ul style="list-style-type: none"> ・民間との連携・協働強化 ・国や他都道府県、市町村との連携強化
-------------------	--

II 未来志向の財政運営

政策1 戦略的な予算編成と健全な財政構造の確立

施策(1) 「選択と集中」による戦略的な予算編成	<ul style="list-style-type: none"> ・好循環を生み出す施策への重点配分 ・スクラップ・アンド・ビルドの徹底と事務事業の効率化 ・公共投資の重点化・効率化等
施策(2) 将来にわたって発展可能な健全な財政構造の確立	<ul style="list-style-type: none"> ・幅広い手法による財源の確保 ・公営企業会計・特別会計の健全化の推進 ・財政健全化目標の設定と財政状況の見える化

政策2 出資団体改革の推進

施策 出資団体改革の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・出資団体のあり方の見直し ・経営健全化の推進 ・自立的な経営の推進
--------------	--

総務企画委員会説明資料

総務部 行政経営課

項目	令和7年度包括外部監査の結果及び今後の対応について										
<p>1 監査の実施経過</p> <p>(1) 監査テーマ 農林水産部の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について</p> <p>(2) 監査対象機関 農林水産部30機関（本庁11課、出先19機関）</p> <p>(3) 監査の要点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務の執行及び事業の管理が、関係法令・条例・規則等に準拠して適切に行われているか。 ・事務の執行及び事業の管理が、経済的、効率的及び有効的になされているか。 <p>(4) 監査実施期間 令和7年7月10日 ~ 令和8年2月26日</p> <p>(5) 包括外部監査人 前嶋^{まえじま} 仁一^{じんいち}（公認会計士）</p>											
<p>2 監査結果</p> <p>(1) 指摘・意見の件数 63件(指摘：8件、意見：55件)</p> <p>(2) 主な指摘・意見</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>指摘・意見の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指摘</td> <td> <p>【要領で定めた確認を実施すべきこと】</p> <p>補助金の実施要領において、申請者から提出された計画書の取組状況を確認することとされていたが、確認が漏れていた。必要な手続きや確認事項について、チェックリストを準備し活用するなど、手続きが漏れない仕組みを構築する必要がある。</p> </td> </tr> <tr> <td>意見</td> <td> <p>【試験研究機関のあり方について】</p> <p>現状の研究職の人事異動では、1つの課題を継続して専属で担える状況になっていない。研究の成果の充実を図っていく上で、研究課題に着眼した長期的な視点での配属を検討していくことが有益である。</p> <p>経営者の試験研究機関に対するニーズに応えていくために、研究機能の向上が必要である。研究機能の向上策として、地方独立行政法人化は、研究機関が自立的に運営する組織形態として一定の効果が期待できることから、検討に値するものと思料する。</p> </td> </tr> <tr> <td>意見</td> <td> <p>【競争性を確保していく観点から、参入機会の検討を行っていくべきこと】</p> <p>工事の入札において、同種・類似工事の施工実績を参加資格要件としていることから、新規参入者が増えないことも考えられる。参加資格要件の考え方あるいはその運用方法について、検討をしていく必要がある。</p> </td> </tr> <tr> <td>意見</td> <td> <p>【予定価格の事後公表を検討すべきこと】</p> <p>入札参加者が減少している中においては、予定価格の事前公表は、落札率を高めることにつながる恐れがあることから、その適否について検討していく必要がある。</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>指摘 ...適法性・正当性に問題がある事項及び経済的合理性の観点から問題のある事項で、具体的な改善措置を求めるもの</p> <p>意見 ...包括外部監査人からの提案で、改善の参考とするもの</p>		区分	指摘・意見の内容	指摘	<p>【要領で定めた確認を実施すべきこと】</p> <p>補助金の実施要領において、申請者から提出された計画書の取組状況を確認することとされていたが、確認が漏れていた。必要な手続きや確認事項について、チェックリストを準備し活用するなど、手続きが漏れない仕組みを構築する必要がある。</p>	意見	<p>【試験研究機関のあり方について】</p> <p>現状の研究職の人事異動では、1つの課題を継続して専属で担える状況になっていない。研究の成果の充実を図っていく上で、研究課題に着眼した長期的な視点での配属を検討していくことが有益である。</p> <p>経営者の試験研究機関に対するニーズに応えていくために、研究機能の向上が必要である。研究機能の向上策として、地方独立行政法人化は、研究機関が自立的に運営する組織形態として一定の効果が期待できることから、検討に値するものと思料する。</p>	意見	<p>【競争性を確保していく観点から、参入機会の検討を行っていくべきこと】</p> <p>工事の入札において、同種・類似工事の施工実績を参加資格要件としていることから、新規参入者が増えないことも考えられる。参加資格要件の考え方あるいはその運用方法について、検討をしていく必要がある。</p>	意見	<p>【予定価格の事後公表を検討すべきこと】</p> <p>入札参加者が減少している中においては、予定価格の事前公表は、落札率を高めることにつながる恐れがあることから、その適否について検討していく必要がある。</p>
区分	指摘・意見の内容										
指摘	<p>【要領で定めた確認を実施すべきこと】</p> <p>補助金の実施要領において、申請者から提出された計画書の取組状況を確認することとされていたが、確認が漏れていた。必要な手続きや確認事項について、チェックリストを準備し活用するなど、手続きが漏れない仕組みを構築する必要がある。</p>										
意見	<p>【試験研究機関のあり方について】</p> <p>現状の研究職の人事異動では、1つの課題を継続して専属で担える状況になっていない。研究の成果の充実を図っていく上で、研究課題に着眼した長期的な視点での配属を検討していくことが有益である。</p> <p>経営者の試験研究機関に対するニーズに応えていくために、研究機能の向上が必要である。研究機能の向上策として、地方独立行政法人化は、研究機関が自立的に運営する組織形態として一定の効果が期待できることから、検討に値するものと思料する。</p>										
意見	<p>【競争性を確保していく観点から、参入機会の検討を行っていくべきこと】</p> <p>工事の入札において、同種・類似工事の施工実績を参加資格要件としていることから、新規参入者が増えないことも考えられる。参加資格要件の考え方あるいはその運用方法について、検討をしていく必要がある。</p>										
意見	<p>【予定価格の事後公表を検討すべきこと】</p> <p>入札参加者が減少している中においては、予定価格の事前公表は、落札率を高めることにつながる恐れがあることから、その適否について検討していく必要がある。</p>										
<p>3 今後の対応</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>時期</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3月～5月</td> <td>監査結果報告（指摘・意見）に対する改善措置を検討</td> </tr> <tr> <td>6月中旬</td> <td>第2回県議会定例会の関係常任委員会において改善措置を報告</td> </tr> <tr> <td>7月下旬</td> <td>監査委員による改善措置の公表</td> </tr> </tbody> </table>		時期	内容	3月～5月	監査結果報告（指摘・意見）に対する改善措置を検討	6月中旬	第2回県議会定例会の関係常任委員会において改善措置を報告	7月下旬	監査委員による改善措置の公表		
時期	内容										
3月～5月	監査結果報告（指摘・意見）に対する改善措置を検討										
6月中旬	第2回県議会定例会の関係常任委員会において改善措置を報告										
7月下旬	監査委員による改善措置の公表										

令和6年度茨城県の財務書類の概要

I はじめに

茨城県では、県民に分かりやすい形で県の財政状況に関する情報を提供するため、平成12年度（平成11年度決算）から財務書類の作成に取り組んでいます。平成21年度（平成20年度決算）からは、「総務省方式改訂モデル」と呼ばれる会計基準により財務書類を作成してきました。

平成29年度（平成28年度決算）からは、国の要請（「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」（平成27年1月付け総務大臣通知））に基づき、「統一的な基準」と呼ばれる会計基準により取引ごとに複式仕訳を行う財務書類を作成しています。

今後とも、効率的・効果的な行財政運営に資するよう財務書類の充実に努めるとともに、財務書類の分析等を通じ、本県の財政状況に関する情報をより分かりやすい形で提供できるよう取り組んでまいります。

II 財務書類の概要

1 財務書類の種類

①貸借対照表 BS (バランスシート)	会計年度末において、県が住民サービスを提供するためにどのような財産（資産）を保有し、その財産（資産）がどのような財源（負債・純資産）で賄われているのかを表示したもの ⇒資産と負債を対比することにより、県の財政状態を把握
②行政コスト計算書 PL	行政サービスにかかった費用（経常行政コスト）と、その直接の対価として得られた手数料等（経常収益）を対比したもの ⇒行政サービスに対する県及び受益者の負担状況を把握
③純資産変動計算書 NW	貸借対照表の純資産が1年間でどのように変動したのかを表示したもの ⇒税等の一般財源・補助金収入や臨時損益等を把握
④資金収支計算書 CF (キャッシュフロー計算書)	現金が1年間でどのように変動したのかを表示したもの ⇒実際の資金の流れや残高状況を把握

※ 「行政コスト計算書」は、企業会計でいう「損益計算書」に相当するものですが、「統一的な基準」に基づき作成する財務書類では、「経常収益」には受益者からの負担金や手数料のみを計上し、税収や補助金等収入は計上しないこととされているため、住民全体に対するサービスにかかった費用を計上する「経常費用」が「経常収益」を大きく上回ることとなり、「純行政コスト」が生じています。

2 財務書類の相関関係（数値は一般会計等）

【貸借対照表 (BS)】		【行政コスト計算書 (PL)】	
資産 2兆7,302億円	負債 2兆3,832億円	費用 9,489億円	収益 373億円
・事業用資産 6,391億円	・固定負債 2兆1,193億円	・経常費用 9,443億円	・経常収益 372億円
・インフラ資産 1兆3,933億円	・流動負債 2,638億円	・臨時損失 46億円	・臨時利益 1億円
・その他固定資産 4,595億円			
・流動資産 2,382億円			
(うち現金預金 447億円)	純資産 3,470億円		純行政コスト 9,116億円
【資金収支計算書 (CF)】		【純資産変動計算書 (NW)】	
前年度末資金残高 419億円	本年度資金収支額 △43億円	前年度末純資産残高 3,201億円	本年度純資産変動額 269億円
・業務活動収支 755億円	・投資活動収支 △191億円	・純行政コスト △9,116億円	・財源(税収等・国補) 9,377億円
・財務活動収支 △608億円		・その他 8億円	
年度末資金残高 376億円			
年度末歳計外現金残高 71億円			
年度末現金預金残高 447億円			
		年度末純資産残高 3,470億円	

※ 表示単位未満四捨五入の関係で、積上げと合計が一致しない場合があります。(以下同じ)

Ⅲ 財務書類の概要（一般会計等）

1 貸借対照表（B S）の状況

（単位：億円）

科目名	R6	R5	増減
【資産の部】	27,302	27,714	△ 412
固定資産	24,920	25,237	△ 317
有形固定資産	20,502	20,669	△ 167
事業用資産	6,391	6,399	△ 8
インフラ資産	13,933	14,093	△ 160
物品	178	178	0
無形固定資産	0	1	△ 1
投資その他の資産	4,417	4,567	△ 150
投資及び出資金	1,664	1,647	17
投資損失引当金	△ 40	△ 39	△ 1
長期延滞債権	63	70	△ 7
長期貸付金	583	689	△ 106
基金	2,153	2,207	△ 54
徴収不能引当金	△ 7	△ 6	△ 1
流動資産	2,382	2,477	△ 95
現金預金	447	491	△ 44
未収金	25	23	2
短期貸付金	37	64	△ 27
基金	1,212	1,200	12
棚卸資産	664	700	△ 36
徴収不能引当金	△ 2	△ 2	0

科目名	R6	R5	増減
【負債の部】	23,832	24,512	△ 680
固定負債	21,193	21,569	△ 376
地方債	18,926	19,225	△ 299
長期未払金	1	1	0
退職手当引当金	2,233	2,314	△ 81
損失補償等引当金	33	28	5
流動負債	2,638	2,944	△ 306
1年内償還予定地方債	2,352	2,667	△ 315
未払金	0	0	0
賞与等引当金	215	205	10
預り金	71	72	△ 1
【純資産の部】	3,470	3,201	269
【負債・純資産合計】	27,302	27,714	△ 412

【ポイント】

- 令和6年度における資産合計は、2兆7,302億円、負債合計は2兆3,832億円、純資産は3,470億円となっています。
 - 資産の内訳は、事業用資産6,391億円、インフラ資産1兆3,933億円、投資その他の資産4,417億円、流動資産2,382億円等となっています。
 - 負債の内訳は、固定負債2兆1,193億円、流動負債2,638億円となっており、その内、地方債残高は2兆1,278億円となっています。
- <純資産の増加要因>
- 純資産：269億円増加（有形固定資産の減価償却等による資産の減を上回る地方債残高の減等による負債の減）

2 行政コスト計算書（P L）の状況

（単位：億円）

科目名	R6	R5	増減
経常費用(A)	9,443	9,314	129
業務費用	5,554	5,384	170
人件費	3,226	3,101	125
物件費等	2,057	2,065	△ 8
物件費	807	855	△ 48
維持補修費	640	617	23
減価償却費	610	592	18
その他	-	-	-
その他の業務費用	271	218	53
移転費用	3,889	3,930	△ 41
補助金等	3,493	3,492	1
他会計への繰出金	215	232	△ 17
その他	181	206	△ 25

科目名	R6	R5	増減
経常収益(B)	372	433	△ 61
使用料及び手数料	156	156	0
その他	216	277	△ 61
純経常行政コスト(A-B)(C)	9,071	8,881	190
臨時損失(D)	46	31	15
臨時利益(E)	1	1	0
純行政コスト(C+D-E)	9,116	8,911	205

【ポイント】

- 令和6年度の行政コスト計算書は、経常費用が9,443億円、経常収益が372億円、差引である純経常行政コストが9,071億円となっています。
 - 臨時損益を含めた純行政コストは9,116億円となっており、純行政コストは、地方税等の一般財源や補助金等収入（純資産変動計算書に計上）で賄われます。
- <純行政コストの増加要因>
- 純行政コスト：205億円増加（人件費の増等）

3 純資産変動計算書（NW）の状況

(単位:億円)

科目名	R6	R5	増減
①前年度末純資産残高	3,201	2,884	317
②純行政コスト(△)	△ 9,116	△ 8,911	△ 205
③財源	9,377	9,292	85
税金等	7,938	7,595	343
国県等補助金	1,439	1,697	△ 258
④本年度差額(②+③)	261	381	△ 120
⑤資産評価差額	1	0	1
⑥無償所管換等	9	△ 73	82
⑦その他	△ 2	10	△ 12
⑧本年度純資産変動額(④+⑤+⑥+⑦)	269	317	△ 48
⑨本年度末純資産残高(①+⑧)	3,470	3,201	269

【ポイント】

- ・令和6年度の純資産変動計算書は、前年度純資産残高が3,201億円、本年度純資産変動額が269億円、本年度末純資産残高が3,470億円となっています。
- ＜本年度末純資産残高の増加要因＞
- ・本年度末純資産残高：269億円増加（純行政コストを上回る地方税等の一般財源の増等）

4 資金収支計算書（CF）の状況

(単位:億円)

科目名	R6	R5	増減
業務活動収支(A)	755	920	△ 165
業務支出	9,829	9,546	283
業務費用支出	5,940	5,615	325
人件費支出	3,296	3,063	233
物件費等支出	1,447	1,473	△ 26
その他	1,197	1,079	118
移転費用支出	3,889	3,930	△ 41
補助金等	3,493	3,492	1
その他	396	438	△ 42
業務収入	10,594	10,480	114
税金等収入	8,878	8,461	417
国県等補助金収入	1,313	1,564	△ 251
使用料及び手数料収入	156	156	0
その他	247	299	△ 52
臨時支出	10	14	△ 4
臨時収入	-	-	-
投資活動収支(B)	△ 191	△ 274	83
投資活動支出	2,229	2,281	△ 52
公共施設等整備費支出	467	475	△ 8
基金積立金支出	757	675	82
貸付金支出	983	1,124	△ 141
その他	23	8	15
投資活動収入	2,039	2,008	31
国県等補助金収入	126	133	△ 7
基金取崩収入	798	661	137
貸付金元金回収収入	1,108	1,195	△ 87
その他	7	19	△ 12
財務活動収支(C)	△ 608	△ 562	△ 46
財務活動支出	2,675	2,436	239
地方債償還支出	2,675	2,436	239
財務活動収入	2,067	1,874	193
地方債発行収入	2,067	1,874	193
本年度資金収支額(A+B+C)(D)	△ 43	85	△ 128
前年度末資金残高(E)	419	334	85
本年度末資金残高(D+E)(F)	376	419	△ 43
本年度末歳計外現金残高(G)	71	72	△ 1
本年度末現金預金残高(F+G)	447	491	△ 44

【ポイント】

- ・令和6年度末の資金残高は376億円となっています。
- ・資金収支の内訳をみると、業務活動収支が755億円、投資活動収支が△191億円、財務活動収支が△608億円となっており、前年度末から43億円の減となっています。
- ・歳計外現金も含めた令和6年度末の現金預金残高は、前年度末から44億円減の447億円となっています。
- ＜本年度末現金預金残高の減少要因＞
- ・本年度末現金預金残高：44億円減少（地方債償還支出の増等）

※ 各財務書類については、表示単位未満四捨五入の関係で、積上げと合計が一致しない場合があります。

(参考) 主な用語の説明

区分		用語	定義
貸借対照表	資産の部	事業用資産	庁舎や県立学校、県営住宅など行政サービスに利用する資産
		インフラ資産	道路や橋りょう、港湾施設、ダムなど、社会基盤となる資産
		無形固定資産	ソフトウェアや地上権等の物権、特許権や著作権等
		投資及び出資金	公益法人等への出資金等
		棚卸資産	売却を目的として所有する物品、建物、土地等
	負債の部	退職手当引当金	在籍する全職員が、年度末に普通退職したと仮定した場合の退職手当の支給見込額
		賞与等引当金	翌年度支給予定の期末手当及び勤勉手当等のうち、当該年度の負担に相当する部分（12～3月）
行政コスト計算書	経常費用	人件費	職員の給与や手当等
		物件費	委託料や100万円未満の備品購入費など消費的性質の経費
		維持修繕費	資産の機能維持のために必要な修繕費等
		減価償却費	一定の耐用年数に基づき計算された、当該会計期間中の資産価値減少金額
	臨時損失	災害復旧事業費や資産除売却損など、経常的ではない事由に基づく損失	
	臨時利益	資産売却益など、経常的ではない事由に基づく利益	
純資産変動計算書	純行政コスト	「経常費用」から「経常収益」を差し引いた「純経常行政コスト」に「臨時損失」及び「臨時利益」を加減して算出。 行政コスト計算書の「純行政コスト」と一致	
	資産評価差額	有価証券等の評価差額	
	無償所管換等	無償で譲渡又は取得した固定資産の評価額等	
資金収支計算書	業務活動収支	県税等の収入や、職員の給与・施設の管理等といった通常の業務活動に関する収支	
	投資活動収支	県の公共施設やインフラの整備、基金の積立といった投資活動に関連する収支	
	財務活動収支	県債の発行や償還等の財務活動に関する収支	

総務企画委員会説明資料

総務部 管財課

項 目	ネーミングライツ・パートナーについて
-----	--------------------

1 概要

- 県有施設の有効活用による歳入確保を図るため、ネーミングライツ（施設命名権）導入施設の拡大を推進している。
- 今年度、新たに7施設において導入が進むとともに、今年度末に契約期間満了となる2施設において契約更新を行う。

2 新規導入施設（7施設）

NO	施設名 (所在地)	ネーミングライツ ・パートナー (本社所在地)	通称名 (ネーミング)	契約金額 (年額)	契約期間
1	カシマサッカー スタジアム (鹿嶋市)	(株)メルカリ (東京都)	メルカリ スタジアム	16,500万円 ※1	3年 (R7.7月～ R10.6月)
2	緑岡歩道橋 (水戸市)	鈴縫工業(株) (日立市)	SUZUNUI 鈴縫工業 緑岡歩道橋	33万円	3年6か月 (R7.10月～ R11.3月)
3	天久保歩道橋 (つくば市)		SUZUNUI 鈴縫工業 天久保歩道橋	33万円	
4	塚前歩道橋 (ひたちなか市)	(有)大藤興産 (ひたちなか市)	大藤興産Gr(有)明豊 塚前歩道橋 ※2	11万円	3年6か月 (R7.10月～ R11.3月)
5	<small>ひょうぎ</small> 兵崎歩道橋 (石岡市)	(株)フジクラ ハイオプト (東京都)	フジクラ ハイオプト 兵崎歩道橋	22万円	3年4か月 (R7.12月～ R11.3月)
6	堀口歩道橋 (ひたちなか市)	(株)矢口 (ひたちなか市)	株式会社矢口 堀口歩道橋	22万円	5年 (R8.4月～ R13.3月)
7	市毛小学校前 歩道橋 (ひたちなか市)	(株)清水建設 (那珂市)	(株)清水建設 市毛小学校前歩道橋	22万円	5年 (R8.4月～ R13.3月)

※1 県収入額は契約金額の1/2 ※2 通称名のGrは「Group（グループ）」の略

3 契約更新施設（2施設）

NO	施設名 (所在地)	ネーミングライツ ・パートナー (本社所在地)	現契約 (年額)	更新後（R8.4.1～）	
				金額 (年額)	期間
1	笠松運動公園 陸上競技場 (ひたちなか市)	水戸信用金庫 (水戸市)	490万円	490万円	4年間
2	県西総合公園 (筑西市)	(株)廣澤精機製作所 (つくば市)	500万円	500万円	3年間

4 新規導入、更新等の結果（令和8年4月1日時点（見込））

- ・ 導入施設数：33施設（R7.4月：27施設） ※募集施設数：134施設

〔 令和7年度中の施設数の増減
・ 新規導入：7施設
・ 契約解除：1施設（土浦港の港湾施設（土浦市）／現契約額：50万円） 〕

- ・ 県収入額（年額）：1億3,956万円（R7.4月：5,613万円）

引き続き、分かりやすい制度の紹介や企業等への積極的なPRに努め、導入施設の拡大を推進していく。

総務企画委員会説明資料

総務部 税務課

項 目	税務情報の誤送付について																
1 概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 土浦県税事務所において、自動車税の差押執行予告書を同姓同名の別人に誤って郵送した事案が令和7年11月発生し、同年12月に調査の結果、判明。相手方に対して、速やかに謝罪。 (漏えいした情報：氏名、車のナンバー、税額) ○ 令和8年2月、誤送付先から、誤送付判明までに要した経費等の損害賠償請求があり、現在、内容及び額を確認中。 																
2 経緯	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 20%;">令和7年 9月上旬</td> <td>滞納者の住所確認のための住民票を市役所から受領（後日、過去に同一住所に住民登録のあった同姓同名の別人のものであることが判明）。</td> </tr> <tr> <td>10月中旬</td> <td>受領した住民票を基に、滞納者に係る調査票を作成。</td> </tr> <tr> <td>11/19</td> <td>滞納者へ「差押執行予告書」を送付。</td> </tr> <tr> <td>11/28 及び12/2</td> <td>誤送付先から、「自動車を所有していない」との相談があったが、県税事務所は、「自動車の登録状況により課税しており、登録に疑義がある場合は、運輸支局に照会するように」と回答。</td> </tr> <tr> <td>12/9</td> <td>念のため、県税事務所で自動車登録に係る書類を照会。</td> </tr> <tr> <td>12/15</td> <td>上記照会の回答により、同姓同名の別人に誤送付したことが、判明。</td> </tr> <tr> <td>12/16</td> <td>誤送付先に対して、誤送付について謝罪。</td> </tr> <tr> <td>令和8年 2/26</td> <td>誤送付先から、誤送付判明までに要した経費等（来所に係る交通費及び慰謝料等）の損害賠償請求書を受領。</td> </tr> </tbody> </table>	令和7年 9月上旬	滞納者の住所確認のための住民票を市役所から受領（後日、過去に同一住所に住民登録のあった同姓同名の別人のものであることが判明）。	10月中旬	受領した住民票を基に、滞納者に係る調査票を作成。	11/19	滞納者へ「差押執行予告書」を送付。	11/28 及び12/2	誤送付先から、「自動車を所有していない」との相談があったが、県税事務所は、「自動車の登録状況により課税しており、登録に疑義がある場合は、運輸支局に照会するように」と回答。	12/9	念のため、県税事務所で自動車登録に係る書類を照会。	12/15	上記照会の回答により、同姓同名の別人に誤送付したことが、判明。	12/16	誤送付先に対して、誤送付について謝罪。	令和8年 2/26	誤送付先から、誤送付判明までに要した経費等（来所に係る交通費及び慰謝料等）の損害賠償請求書を受領。
令和7年 9月上旬	滞納者の住所確認のための住民票を市役所から受領（後日、過去に同一住所に住民登録のあった同姓同名の別人のものであることが判明）。																
10月中旬	受領した住民票を基に、滞納者に係る調査票を作成。																
11/19	滞納者へ「差押執行予告書」を送付。																
11/28 及び12/2	誤送付先から、「自動車を所有していない」との相談があったが、県税事務所は、「自動車の登録状況により課税しており、登録に疑義がある場合は、運輸支局に照会するように」と回答。																
12/9	念のため、県税事務所で自動車登録に係る書類を照会。																
12/15	上記照会の回答により、同姓同名の別人に誤送付したことが、判明。																
12/16	誤送付先に対して、誤送付について謝罪。																
令和8年 2/26	誤送付先から、誤送付判明までに要した経費等（来所に係る交通費及び慰謝料等）の損害賠償請求書を受領。																
3 原因	<ul style="list-style-type: none"> ○ 滞納者に係る調査票を作成する際、市役所から交付された同姓同名の別人の住民票の情報を滞納者の情報と誤認して作成したため。 																
4 再発防止策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住民票交付申請時に、同一住所に同姓同名が複数名存在する場合は、全員の住民票（除票含む）の交付を依頼する。 ○ 課税等に関する疑義の申出があった際には、速やかに課税資料の確認・精査を行う。 																
5 今後の対応	<ul style="list-style-type: none"> ○ 請求内容等の確認後、損害賠償に向け交渉。 																

総務企画委員会説明資料

総務部 市町村課

項 目	神栖市長選挙審査申し立てに係る対応																	
1 概要	<p>公職選挙法第206条第2項の規定に基づく、神栖市長選挙に係る神栖市選挙管理委員会に対する異議申出棄却決定に不服のある者からの審査申し立てについて、県選挙管理委員会が関係法令に基づいて審理手続きを進め、裁決を行うもの。</p>																	
2 審査申立人（2件）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 石田進氏・遠藤貴之氏（連名） ・ 飯田耕造氏 																	
3 審査申し立ての主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 木内氏の有効票に「まんじゅうや」「だんごや」と記載の票が存在し、無効票として扱うべき ・ 選挙長が陣営に通知なく、自らくじを引いて当選者を決定したことは不適切。 ・ 県選管において有効無効の再点検を行うべき <p>（神栖市長選挙の結果）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">候補者氏名</th> <th style="width: 25%;">得票数</th> <th style="width: 25%;">当日有権者数</th> <th style="width: 25%;">投票者数</th> <th style="width: 20%;">投票率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>木内 敏之</td> <td style="text-align: center;">※16,724</td> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">76,130</td> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">33,667</td> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">44.22%</td> </tr> <tr> <td>石田 進</td> <td style="text-align: center;">16,724</td> </tr> <tr> <td>無効票</td> <td style="text-align: center;">219</td> </tr> </tbody> </table> <p>※公選法に基づくくじ執行の結果当選</p>				候補者氏名	得票数	当日有権者数	投票者数	投票率	木内 敏之	※16,724	76,130	33,667	44.22%	石田 進	16,724	無効票	219
候補者氏名	得票数	当日有権者数	投票者数	投票率														
木内 敏之	※16,724	76,130	33,667	44.22%														
石田 進	16,724																	
無効票	219																	
4 審理手続き	<p>公選法の規定に基づき以下の審理を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利害関係人である木内氏の審理参加を決定 ・ 申立人の主張に対する神栖市選管からの弁明書提出 ・ 弁明書に対する申立人からの反論書提出 ・ 申立人等からの意見陳述の実施 <p>※今後、開披再点検の必要性等を含め、選管において慎重に審理を進めていく。 ※選管における審理は公平・公正な審議の観点から、静謐な環境を確保するため、委員会規則の規定により非公開で実施</p>																	
5 その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県選管の裁決に不服の場合、東京高裁への提訴が可能 ・ 東京高裁の判決に不服の場合、最高裁への上告も可能 																	

【参考 審査申し立てまでの経過】

令和7年11月9日 神栖市長選で候補者2名同数となり、くじで木内敏之氏が
当選者として決定

令和7年11月10日 神栖市選管へ木内氏の当選無効を求める異議申出

令和7年11月26日 神栖市選管で投票用紙の再点検を実施

令和7年12月5日 神栖市選管が異議申出を棄却

令和7年12月26日 県選管が神栖市選管の決定を不服とする審査申立の受理

総務企画委員会説明資料

総務部 人事課

項目	令和8年度 総務部の組織改正について (県政広報業務の移管及び報道・広聴課の改称)					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">現 行 組 織</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">改 正 組 織</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top; padding: 10px;"> <div style="background-color: black; color: white; padding: 2px; font-weight: bold; margin-bottom: 5px;">総務部</div> <div style="margin-left: 20px;"> <p>部長 — 次長 — 総務課</p> <p style="margin-left: 100px;">└─ 知事公室 — (政策調査監)</p> <p style="margin-left: 100px;">└─ 秘書課</p> <p style="margin-left: 100px;">└─ 報道・広聴課</p> </div> </td> <td style="vertical-align: top; padding: 10px;"> <div style="background-color: black; color: white; padding: 2px; font-weight: bold; margin-bottom: 5px;">総務部</div> <div style="margin-left: 20px;"> <p>部長 — 次長 — 総務課</p> <p style="margin-left: 100px;">└─ 知事公室 — (政策調査監)</p> <p style="margin-left: 100px;">└─ 秘書課</p> <p style="margin-left: 100px;">└─ 広報広聴課</p> </div> </td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 県民からの意見を広く集める広聴業務を担う報道・広聴課に、営業戦略部から広報紙「ひばり」や県ホームページの業務を移管し、報道・広聴課を「広報広聴課」に改称する。</p>			現 行 組 織	改 正 組 織	<div style="background-color: black; color: white; padding: 2px; font-weight: bold; margin-bottom: 5px;">総務部</div> <div style="margin-left: 20px;"> <p>部長 — 次長 — 総務課</p> <p style="margin-left: 100px;">└─ 知事公室 — (政策調査監)</p> <p style="margin-left: 100px;">└─ 秘書課</p> <p style="margin-left: 100px;">└─ 報道・広聴課</p> </div>	<div style="background-color: black; color: white; padding: 2px; font-weight: bold; margin-bottom: 5px;">総務部</div> <div style="margin-left: 20px;"> <p>部長 — 次長 — 総務課</p> <p style="margin-left: 100px;">└─ 知事公室 — (政策調査監)</p> <p style="margin-left: 100px;">└─ 秘書課</p> <p style="margin-left: 100px;">└─ 広報広聴課</p> </div>
現 行 組 織	改 正 組 織					
<div style="background-color: black; color: white; padding: 2px; font-weight: bold; margin-bottom: 5px;">総務部</div> <div style="margin-left: 20px;"> <p>部長 — 次長 — 総務課</p> <p style="margin-left: 100px;">└─ 知事公室 — (政策調査監)</p> <p style="margin-left: 100px;">└─ 秘書課</p> <p style="margin-left: 100px;">└─ 報道・広聴課</p> </div>	<div style="background-color: black; color: white; padding: 2px; font-weight: bold; margin-bottom: 5px;">総務部</div> <div style="margin-left: 20px;"> <p>部長 — 次長 — 総務課</p> <p style="margin-left: 100px;">└─ 知事公室 — (政策調査監)</p> <p style="margin-left: 100px;">└─ 秘書課</p> <p style="margin-left: 100px;">└─ 広報広聴課</p> </div>					

総務企画委員会説明資料

総務部 人事課

項 目	茨城県職員子育て応援・女性活躍推進プラン（第2期）の策定																
<p>1 趣旨</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づき、雇用主として、職員の仕事と家庭の両立及び女性の活躍推進に向けて策定する行動計画。 ・令和8年3月をもって現プランの計画期間が終了することから、次期プランを策定するもの。 <p>2 計画期間</p> <p>令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）</p> <p>3 主な内容</p> <p>（1）取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性職員の割合拡大 ・女性職員の登用の拡大、キャリア形成の支援 ・長時間勤務の是正等の職員の働き方改革 ・家事、育児や介護をしながら活躍できる職場環境の整備 <p>（2）数値目標</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">指 標</th> <th style="text-align: center;">目標値（R12）</th> <th style="text-align: center;">現状値（R6）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>採用試験（大学卒業程度）からの採用者に占める女性の割合</td> <td style="text-align: center;">47%</td> <td style="text-align: center;">45%</td> </tr> <tr> <td>課長級以上に占める女性職員の割合</td> <td style="text-align: center;">28%</td> <td style="text-align: center;">21.5%</td> </tr> <tr> <td>職員一人当たりの年次休暇の取得日数</td> <td style="text-align: center;">14日間/年</td> <td style="text-align: center;">12.7日</td> </tr> <tr> <td>職員の育児休業取得率</td> <td style="text-align: center;">100%</td> <td style="text-align: center;">[男性]66.4%[※] [女性]97.6%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※令和6年度から本県独自に拡充した「育児に係る特別休暇」を含めると、取得率は111.5%となる。</p> <p>4 プラン概要</p> <p>別添のとおり</p>	指 標	目標値（R12）	現状値（R6）	採用試験（大学卒業程度）からの採用者に占める女性の割合	47%	45%	課長級以上に占める女性職員の割合	28%	21.5%	職員一人当たりの年次休暇の取得日数	14日間/年	12.7日	職員の育児休業取得率	100%	[男性]66.4% [※] [女性]97.6%		
指 標	目標値（R12）	現状値（R6）															
採用試験（大学卒業程度）からの採用者に占める女性の割合	47%	45%															
課長級以上に占める女性職員の割合	28%	21.5%															
職員一人当たりの年次休暇の取得日数	14日間/年	12.7日															
職員の育児休業取得率	100%	[男性]66.4% [※] [女性]97.6%															

茨城県職員子育て応援・女性活躍推進プラン（第2期）[概要版]

趣旨・目的

○ 次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づき、雇用主として、職員の仕事と家庭の両立及び女性の活躍推進に向けて行動計画を策定するもの。

計画期間

令和8年度～令和12年度（5年間）

計画の対象

知事部局、議会、企業局、病院局、行政委員会（公安委員会、教育委員会を除く）の職員

取組内容・数値目標

(1) 女性職員の割合拡大

- 募集活動の強化

① 採用者に占める女性割合

[全 体] 51.2%
[大卒程度] 45.0%

[目標値(R12)]

[全 体] 50%
[大卒程度] 47%

(2) 女性職員の登用の拡大・キャリア形成の支援

- 公正な人事評価に基づく登用の拡大
- 人事配置上の配慮
- 能力を十分に発揮できる職場環境づくり **【拡充】**
- 研修の充実 **【拡充】**
- 相談・サポート体制の整備 **【拡充】**

② 役職毎の女性割合

[課長級以上] 21.5%
[課長補佐級] 29.1%
[係長級] 36.9%

[課長級以上] 28%
[課長補佐級] 35%
[係長級] 40%

(3) 長時間勤務の是正等の職員の働き方改革

- 時間外勤務の縮減
- 年次休暇等の取得促進及び勤務間インターバルの確保 **【拡充】**
- 柔軟な働き方の推進 **【拡充】**



③ 時間外勤務時間（職員一人一月当たり）

11.1時間

▶ 10.5時間以内

④ 時間外360時間超／年の職員数

438名

▶ 前年度以下（毎年度）

⑤ 年次休暇の取得日数（職員一人当たり）

12.7日

▶ 14日間/年

(4) 家事、育児や介護をしながら活躍できる職場環境の整備

- 意識啓発
- 育児休業等や介護のための休暇制度等を利用しやすい環境整備 **【拡充】**
- 子育て支援制度等の拡充
- 男性職員の育児休業等の取得促進 **【拡充】**
- 活気ある職場づくり
- 人事異動時の配慮
- セクシュアルハラスメント等対策の環境整備
- 健康課題への配慮 **【新規】**

⑥ 育児休業取得率

[男性] 66.4%
[女性] 97.6%

▶ 100%

⑦ 男性職員の育児休業等[※]の合計取得期間

68.8日

▶ 3月以上

(※) 育児休業、育児に係る特別休暇のこと



財政収支見通し

令和8年度当初予算を基礎として、現行の制度・施策を前提に、令和9年度～令和12年度の今後の財政収支見通しを機械的に試算しました。

1. 歳出

今後も、社会保障関係費等の義務的な経費の増加により、財政構造の硬直化が進んでいくことが見込まれます。

- ・人件費については、定年延長に伴う退職手当の増減はあるものの、賃金の上昇により、増加していくことが見込まれます。
- ・社会保障関係費については、高齢化等に伴い引き続き増加していくことが見込まれます。
- ・公債費については、金利の上昇等により、遡増していくことが見込まれます。
- ・一般行政費については、新型コロナウイルス感染症対策融資の返済が進むことにより減少していくことが見込まれます。

(単位：億円)

区 分		R8	R9	R10	R11	R12
歳 出	義務的な経費	6,909	6,900	7,180	7,270	7,550
	人件費 (退職手当除き)	3,206	3,310	3,410	3,510	3,620
	退職手当	255	130	230	120	210
	社会保障関係費	1,815	1,870	1,920	2,000	2,060
	公債費 (※)	1,633	1,590	1,620	1,640	1,660
	投資的経費 (※)	1,556	1,480	1,510	1,530	1,560
	一般行政費	3,056	3,000	2,920	2,950	2,870
	税交付金等	2,079	2,150	2,210	2,290	2,370
	計	13,600	13,530	13,820	14,040	14,350

※R9の減少要因

公債費：県債繰上げ償還の減等によるもの

投資的経費：新最終処分場周辺道路の工事進捗による減等によるもの

2. 歳入

国の試算による経済成長率等を基に試算すると、以下のとおりとなります。

なお、経済状況や国の財政状況等によっては、税収や地方交付税等の一般財源が大きく変動することがあります。

(単位：億円)

区 分		R8	R9	R10	R11	R12
歳	一般財源	9,285	9,530	9,780	10,050	10,320
	県税・地方譲与税等	7,040	7,220	7,440	7,690	7,970
	地方交付税	2,245	2,310	2,340	2,360	2,350
	臨時財政対策債	-	-	-	-	-
入	国庫支出金(※)	1,525	1,460	1,480	1,500	1,530
	県債	828	890	890	910	890
	その他歳入(※)	1,962	1,650	1,670	1,580	1,610
	計	13,600	13,530	13,820	14,040	14,350

※R9の減少要因

国庫支出金：国の物価高騰対応重点支援交付金を活用した事業費の減等によるもの

その他歳入：定年延長に伴う退職手当基金繰入金の減等によるもの

3. 収支見通し

1及び2の試算により、今後の財政収支見通しは以下のとおりとなります。

引き続き、将来世代の受益に繋がる事業に大胆に取り組みながらも、事業の選択と集中やスクラップ・アンド・ビルドなどを徹底し、財源の確保に努めてまいります。

(単位：億円)

区 分	R8	R9	R10	R11	R12
歳 出	13,600	13,530	13,820	14,040	14,350
歳 入	13,600	13,530	13,820	14,040	14,350
収 支	-	-	-	-	-

[推計の主な前提条件]

○人件費(退職手当除き)：賃金上昇率+3.0~3.1%程度/年(※)で試算

○社会保障関係費：過去の伸率等を参考に推計

○公債費：現時点での償還計画による、R9以降：10年3.0%、5年2.1%

○投資的経費：物価上昇率+2.0~2.1%程度/年(※)で試算

○一般財源総額：地方財政計画の伸率等を参考に推計

○地方税等の推計の前提となる名目経済成長率：+2.6~3.2%程度/年で試算(※)

※「中長期の経済財政に関する試算(令和8年1月22日内閣府)」による

総務企画委員会説明資料

総務部 税務課

項 目	茨城県県税条例の改正						
<p>1 背景</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和 8 年度税制改正を反映した「地方税法等の一部を改正する法律」（以下「改正法」という。）が現在国会審議中。 ○ 国会で改正法が成立し公布された後、本条例の改正が必要。 <p>2 主な改正内容</p> <p>(1) 令和 8 年 4 月 1 日施行（今月中に改正法が公布された場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 軽油引取税 暫定税率（1 リットル当たり 15 円の本則税率に 17.1 円を上乗せ）を廃止。 ② 自動車税 <ul style="list-style-type: none"> ・ 自動車の取得時に課す環境性能割を廃止し、現行の種別割を自動車税に名称変更。 ・ 排出ガス性能及び燃費性能に優れた自動車に対して取得翌年度の税率を軽減するとともに、初回新規登録から一定年数経過した自動車に対して税率を重くするグリーン化特例を 2 年延長。 <p>(2) 令和 9 年 1 月 1 日ほか施行</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 個人県民税 都道府県又は市区町村に対する寄附（ふるさと納税）に係る寄附金税額控除について、所得が高いほど上限額が高くなる構図を見直すため、特例控除額に 193 万円（給与収入 1 億円相当）の上限を追加。 （例：給与収入 1 億円の者が 438 万円寄附した場合の控除額） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-left: 20px;"> <tr> <td style="width: 40%; text-align: center; vertical-align: middle;">基本分 （変更なし）</td> <td>所得税：所得控除（寄附額の 45%） → 201 万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>個人住民税：基本控除（寄附額の 10%） → 44 万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">定額上限を追加</td> <td>個人住民税：特例控除（現行は所得割額の 20% で制限なし） → 193 万円</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ② 地方消費税 <ul style="list-style-type: none"> ・ 通信販売で海外から輸入される貨物のうち、原則免税となる 1 万円以下の物品について、消費税の課税対象とし、販売者に納税義務を課す。 ・ 大手 EC サイト（プラットフォーム事業者）を介した、国外事業者による国内での物品販売及び事業者による少額輸入貨物の販売について、プラットフォーム事業者に消費税の納税義務を転換する制度を導入。 <p>3 今後の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 上記 2 の改正のうち、（1）については、専決処分（地方自治法第 179 条第 1 項）での対応を予定。 ○ （2）については、本年第 2 回定例会に条例改正案を議案として提出予定。 		基本分 （変更なし）	所得税：所得控除（寄附額の 45%） → 201 万円		個人住民税：基本控除（寄附額の 10%） → 44 万円	定額上限を追加	個人住民税：特例控除（現行は所得割額の 20% で制限なし） → 193 万円
基本分 （変更なし）	所得税：所得控除（寄附額の 45%） → 201 万円						
	個人住民税：基本控除（寄附額の 10%） → 44 万円						
定額上限を追加	個人住民税：特例控除（現行は所得割額の 20% で制限なし） → 193 万円						

総務企画委員会説明資料

総務部 市町村課

項 目	阿見町における市制施行の見送りについて
-----	---------------------

1 概要

阿見町においては、近年の人口増加状況を踏まえ、令和9年11月1日の市制施行に向け準備を進めていたところ、令和7年国勢調査に係る人口速報値で49,689人と、市制施行の必須要件である「人口5万人以上」に達しない見込みとなることが明らかとなったため、令和8年3月10日に町の庁議において市制施行の見送りを決定し、同月11日に臨時の全員協議会において説明が行われた。

2 経緯

- ・ 令和8年3月10日 阿見町の庁議において市制施行の見送りを決定
- ・ 〃 年3月11日 阿見町において臨時の全員協議会を開催し町議会議員に説明及び町ホームページ等を通じて公表

【参考1】阿見町の国勢調査人口（各年10月1日現在） ※5年ごとに実施

年	H17	H22	H27	R2	R7（速報値）
人口	47,994人	47,940人	47,535人	48,553人	49,689人

【参考2】市制施行の要件と手続き

地方自治法に基づき、町からの申請により、「同法」及び「市となるべき要件に関する条例（昭和37年県条例第10号）」の要件を総合的に勘案し、国との協議及び総務大臣同意を経て、県議会の議決を得た上で県が市への移行の処分を行う。

○「地方自治法」に基づく要件（必須3項目）

- ・ 人口5万人以上を有する（国勢調査人口）
- ・ 中心市街地を形成している区域内に在る戸数が全戸数の6割以上
- ・ 商工業等都市的業態に従事する者及びその者と同一世帯の者の数が全人口の6割以上

このほか、「市となるべき要件に関する条例」による要件を総合的に勘案

令和 7 年度県出資法人等経営評価結果

- 経営評価結果の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 令和 7 年度経営評価区分一覧・・・・・・・・・・・・ 3

総 務 部

○経営評価結果の概要

1 経営評価の実施及び評価の視点

経営評価は、「県の出資法人等への関わり方に関する基本的事項を定める条例」に基づき、32の出資法人等を対象に、毎年度実施している。評価は、次の5つの視点を踏まえて、多角的に行っている。

- (1) 目的適合性：法人事業と当初の設立目的が適合しているか。
- (2) 計画性：経営目的・経営方針が計画等に反映され、計画・実行・見直しが行われているか。
- (3) 組織運営の健全性：内部統制が適切で、かつ情報公開による透明性の確保が適切か。
- (4) 効率性：人的・物的な経営資源が有効に活用されているか。
- (5) 財務の健全性：財務の健全性が確保されているか。

2 評価結果

経営評価を実施した結果は、次のとおりである。

(次ページ「令和7年度経営評価区分一覧」参照)

評価区分	法人数 (構成比)	内 訳				令和6年度 法人数との比較
		一般社団・財団法人	公益社団・財団法人	会社法法人	特殊法人	
概ね良好	25 (78%)	4	14	5	2	+ 1
改善の余地あり	5 (16%)	0	2	2	1	▲ 1
改善措置が必要	1 (3%)	0	0	0	1	—
大いに改善を要する又は 緊急の改善措置が必要	1 (3%)	0	0	1	0	—
合 計	32	4	16	8	4	—

- ・概ね良好 + 1法人 (株) 茨城県中央食肉公社
- ・改善の余地あり ▲ 1法人 (株) 茨城県中央食肉公社

○令和7年度経営評価区分一覧

評価区分	一般社団・財団法人	公益社団・財団法人	会社法人	特殊法人	計
概ね良好	(一財) 茨城県環境保全事業団 (一財) 茨城県科学技術振興財団 (一財) 茨城県建設技術公社 (一財) 茨城県建設技術管理センター (4)	(公財) いばらき文化振興財団 (公財) 茨城県国際交流協会 (公財) 茨城県消防協会 (公財) いばらき腎臓財団 (公財) いばらき中小企業グローバル推進機構 (公財) 茨城県開発公社 (公財) 茨城カウンセリングセンター (公社) 茨城県農林振興公社 (公社) 茨城県森林・林業協会 (公財) 茨城県栽培漁業協会 (公財) 那珂川沿岸土地改良基金協会 (公財) 茨城県スポーツ協会 (公財) 茨城県防犯協会 (公財) 茨城県暴力追放推進センター (14)	(株) ひたちなかテクノセンター (株) つくば研究支援センター ⌈(株) 茨城県中央食肉公社 鹿島埠頭(株) (株) 茨城ポートオーソリティ (5)	茨城県信用保証協会 茨城県農業信用基金協会 (2)	25
改善の余地あり	(0)	(公財) 茨城県看護教育財団 (公財) 茨城県教育財団 (2)	鹿島臨海鉄道(株) 笠間栗ファクトリー(株) (2)	茨城県土地開発公社 (1)	5
改善措置が必要	(0)	(0)	(0)	茨城県道路公社 (1)	1
が急要大 必のすい 要改るに 善又改 措は善 置察を	(0)	(0)	鹿島都市開発(株) (1)	(0)	1
計	4	16	8	4	32

(注) 評価区分に変更があった法人 1法人

・評価が上がった法人(1法人)

(株) 茨城県中央食肉公社 「改善の余地あり」→「概ね良好」

令和 6 年度 茨城県の財務書類

令和 8 年 3 月
茨城県総務部

目 次	頁
I はじめに	1
II 財務書類の概要	1
1 財務書類の種類	
2 財務書類の相関関係	
3 財務書類の会計区分	
III 一般会計等財務書類の概要	3
1 貸借対照表 (BS)	
(1) 貸借対照表 (BS) とは	
(2) 貸借対照表 (BS) の状況	
2 行政コスト計算書 (PL)	5
(1) 行政コスト計算書 (PL) とは	
(2) 行政コスト計算書 (PL) の状況	
3 純資産変動計算書 (NW)	6
(1) 純資産変動計算書 (NW) とは	
(2) 純資産変動計算書 (NW) の状況	
4 資金収支計算書 (CF)	7
(1) 資金収支計算書 (CF) とは	
(2) 資金収支計算書 (CF) の状況	
IV 全体財務書類の概要	8
1 貸借対照表 (BS) の状況	
2 行政コスト計算書 (PL) の状況	
3 純資産変動計算書 (NW) の状況	
4 資金収支計算書 (CF) の状況	
V 連結財務書類の概要	10
1 貸借対照表 (BS) の状況	
2 行政コスト計算書 (PL) の状況	
3 純資産変動計算書 (NW) の状況	
4 資金収支計算書 (CF) の状況	
一般会計等財務書類	12
貸借対照表	
行政コスト計算書	
純資産変動計算書	
資金収支計算書	
全体財務書類	16
貸借対照表	
行政コスト計算書	
純資産変動計算書	
資金収支計算書	
連結財務書類	20
貸借対照表	
行政コスト計算書	
純資産変動計算書	
資金収支計算書	

I はじめに

茨城県では、県民に分かりやすい形で県の財政状況に関する情報を提供するため、平成12年度（平成11年度決算）から財務書類の作成に取り組んでいます。平成21年度（平成20年度決算）からは、「総務省方式改訂モデル」と呼ばれる会計基準により財務書類を作成してきました。

平成29年度（平成28年度決算）からは、国の要請（「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」（平成27年1月付け総務大臣通知））に基づき、「統一的な基準」と呼ばれる会計基準により取引ごとに複式仕訳を行う財務書類を作成しています。

今後とも、効率的・効果的な行財政運営に資するよう財務書類の充実に努めるとともに、財務書類の分析等を通じ、本県の財政状況に関する情報をより分かりやすい形で提供できるよう取り組んでまいります。

<注>

本資料の図表中の数値については、表示単位未満四捨五入の関係で、合計等が一致しない場合があります。

II 財務書類の概要

1 財務書類の種類

①貸借対照表 BS (バランスシート)	会計年度末において、県が住民サービスを提供するためにどのような財産（資産）を保有し、その財産（資産）がどのような財源（負債・純資産）で賄われているのかを表示したもの ⇒資産と負債を対比することにより、県の財政状態を把握
②行政コスト計算書 PL	行政サービスにかかった費用（経常行政コスト）と、その直接の対価として得られた手数料等（経常収益）を対比したもの ⇒行政サービスに対する県及び受益者の負担状況を把握
③純資産変動計算書 NW	貸借対照表の純資産が1年間でどのように変動したのかを表示したもの ⇒税等の一般財源・補助金収入や臨時損益等を把握
④資金収支計算書 CF (キャッシュフロー計算書)	現金が1年間でどのように変動したのかを表示したもの ⇒実際の資金の流れや残高状況を把握

※ 「行政コスト計算書」は、企業会計でいう「損益計算書」に相当するものですが、「統一的な基準」に基づき作成する財務書類では、「経常収益」には受益者からの負担金や手数料のみを計上し、税金や補助金等収入は計上しないこととされているため、住民全体に対するサービスにかかった費用を計上する「経常費用」が「経常収益」を大きく上回ることとなり、「純行政コスト」が生じています。

2 財務書類の相関関係（数値は一般会計等）

【貸借対照表 (BS)】		【行政コスト計算書 (PL)】	
資産 2兆7,302億円	負債 2兆3,832億円	費用 9,489億円	収益 373億円
・事業用資産 6,391億円	・固定負債 2兆1,193億円	・経常費用 9,443億円	・経常収益 372億円
・たの資産 1兆3,933億円	・流動負債 2,638億円	・臨時損失 46億円	・臨時利益 1億円
・その他固定資産 4,595億円			
・流動資産 2,382億円			
(うち現金預金 447億円)	純資産 3,470億円		純行政コスト 9,116億円
【資金収支計算書 (CF)】		【純資産変動計算書 (NW)】	
前年度末資金残高 419億円	本年度資金収支額 △43億円	前年度末純資産残高 3,201億円	本年度純資産変動額 269億円
・業務活動収支 755億円	・投資活動収支 △191億円	・純行政コスト △9,116億円	・財源(税金等・国補) 9,377億円
・財務活動収支 △608億円	年度末資金残高 376億円	・その他 8億円	年度末純資産残高 3,470億円
年度末歳計外現金残高 71億円	年度末現金預金残高 447億円		

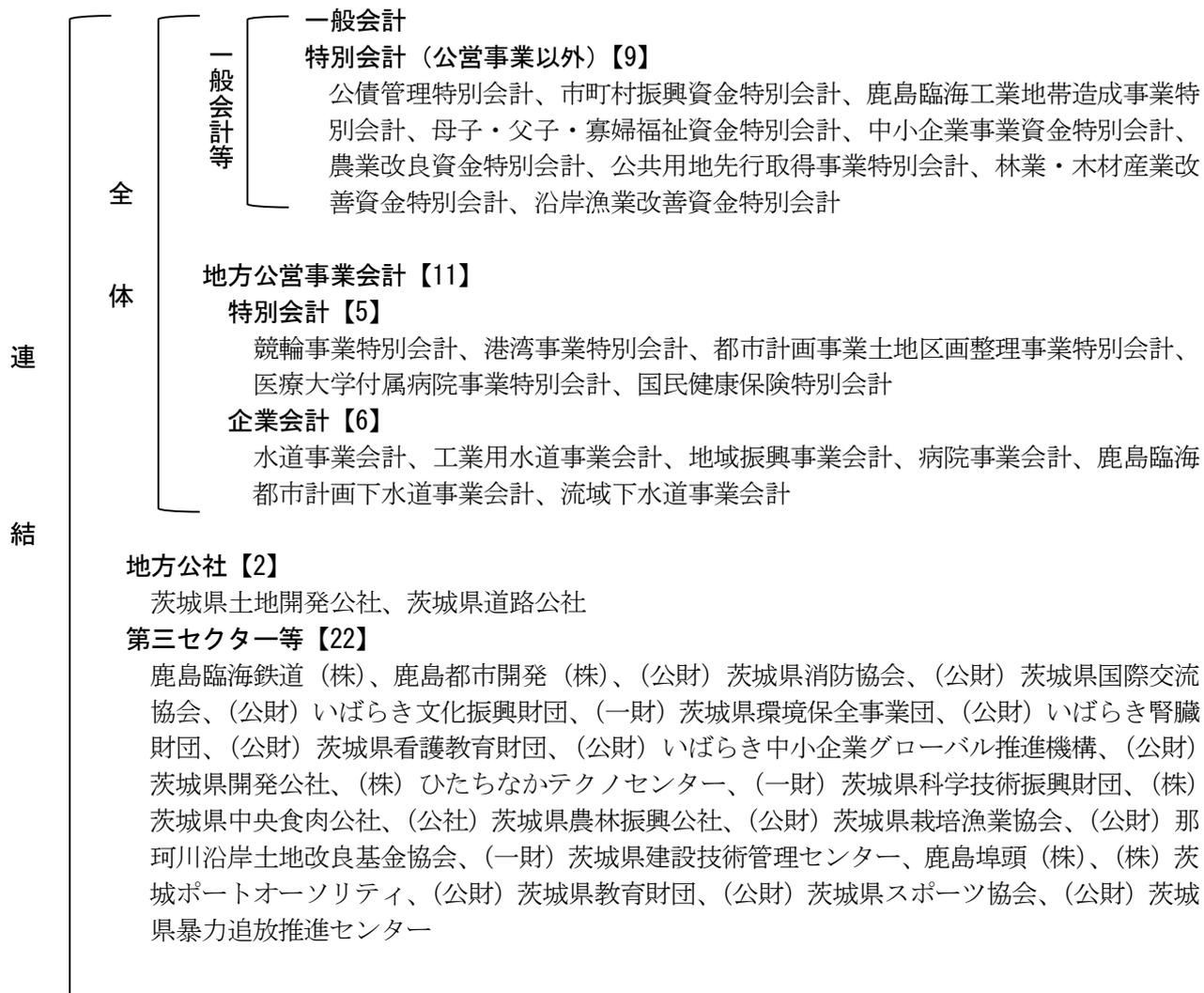
※ 表示単位未満四捨五入の関係で、積上げと合計が一致しない場合があります。(以下同じ)

3 財務書類の会計区分

財務書類は「一般会計等」、「全体」及び「連結」の3区分により作成しています。

一般会計等	一般会計及び公営事業以外の特別会計（9会計）を加えた10会計を対象
全体	「一般会計等」に公営事業会計（11会計）を加えた21会計を対象
連結	「全体」に加え、地方公社（2）及び第三セクター等（22）を対象

※ 会計間の相互取引及び債権債務は相殺消去しています。



Ⅲ 一般会計等財務書類の概要

1 貸借対照表（BS）

(1) 貸借対照表（BS）とは

会計年度末において、県が住民サービスを提供するためにどのような財産（資産）を保有し、その財産（資産）がどのような財源（負債・純資産）で賄われてきたかを表示したものです。

「負債」とは、地方債などの借入金で、将来支払が必要な債務であり、将来世代の負担となるものです。一方、資産と負債の差額である「純資産」は、税金や国からの補助金等であり、将来の支払負担を生じないものです。

「資産」と「負債」を対比することにより、将来世代の負担状況や財政状況の安定性を把握することができます。

借方	貸方
資産 ・道路・学校などの公共資産 ・現金預金や貸付金などの債権	負債⇒将来支払が必要な債務 (将来世代の負担分) ・地方債など
	純資産⇒資産と負債の差額であり、将来の支払負担を生じないもの (これまでの世代による負担分)

(2) 貸借対照表（BS）の状況

(単位: 億円)

科目名	R6	R5	増減
【資産の部】	27,302	27,714	△ 412
固定資産	24,920	25,237	△ 317
有形固定資産	20,502	20,669	△ 167
事業用資産	6,391	6,399	△ 8
インフラ資産	13,933	14,093	△ 160
物品	178	178	0
無形固定資産	0	1	△ 1
投資その他の資産	4,417	4,567	△ 150
投資及び出資金	1,664	1,647	17
投資損失引当金	△ 40	△ 39	△ 1
長期延滞債権	63	70	△ 7
長期貸付金	583	689	△ 106
基金	2,153	2,207	△ 54
徴収不能引当金	△ 7	△ 6	△ 1
流動資産	2,382	2,477	△ 95
現金預金	447	491	△ 44
未収金	25	23	2
短期貸付金	37	64	△ 27
基金	1,212	1,200	12
棚卸資産	664	700	△ 36
徴収不能引当金	△ 2	△ 2	0

科目名	R6	R5	増減
【負債の部】	23,832	24,512	△ 680
固定負債	21,193	21,569	△ 376
地方債	18,926	19,225	△ 299
長期未払金	1	1	0
退職手当引当金	2,233	2,314	△ 81
損失補償等引当金	33	28	5
流動負債	2,638	2,944	△ 306
1年内償還予定地方債	2,352	2,667	△ 315
未払金	0	0	0
賞与等引当金	215	205	10
預り金	71	72	△ 1
【純資産の部】	3,470	3,201	269
【負債・純資産合計】	27,302	27,714	△ 412

【ポイント】

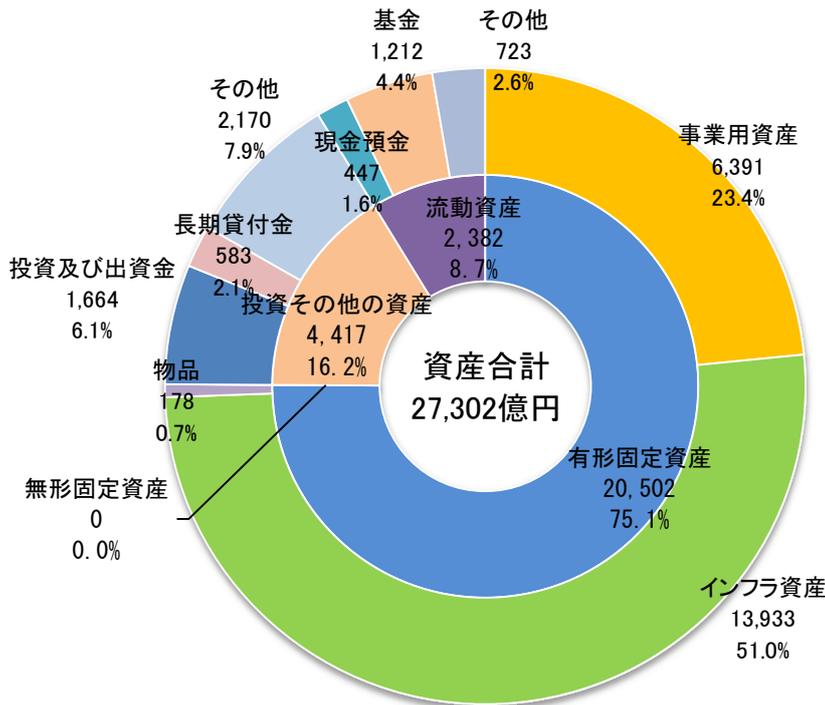
- ・令和6年度における資産合計は、2兆7,302億円、負債合計は2兆3,832億円、純資産は3,470億円となっています。
- ・資産の内訳は、事業用資産6,391億円、インフラ資産1兆3,933億円、投資その他の資産4,417億円、流動資産2,382億円等となっています。
- ・負債の内訳は、固定負債2兆1,193億円、流動負債2,638億円となっており、その内、地方債残高は2兆1,278億円となっています。

<純資産の増加要因>

- ・純資産：269億円増加（有形固定資産の減価償却等による資産の減を上回る地方債残高の減等による負債の減）

【資産の構成】

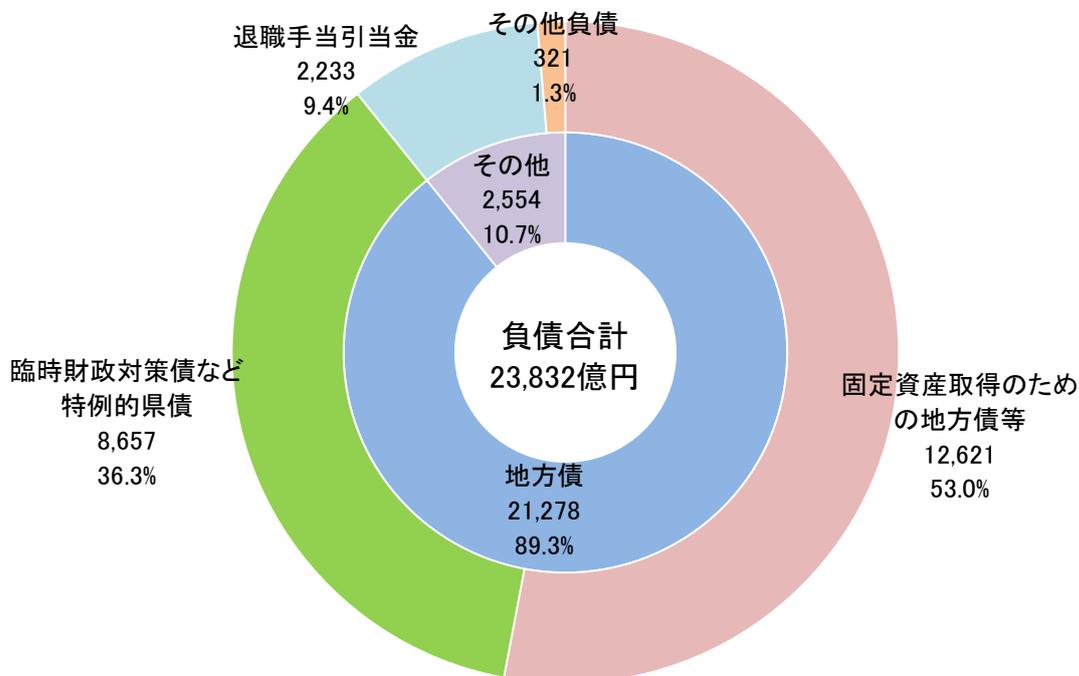
(単位:億円)



有形固定資産は2兆502億円となっており、公共施設や庁舎などの「事業用資産」が6,391億円、道路や港湾などの「インフラ資産」が1兆3,933億円、公用車などの「物品」が178億円となっています。

【負債の構成】

(単位:億円)



地方債の内、臨時財政対策債などの特例的県債は、県債残高の概ね4割となる8,657億円となっており、このうち臨時財政対策債の償還金については、全額が交付税措置されることとなっています。

【県民一人当たり資産・負債】

令和7年1月1日現在の本県の人口は2,848,597人であることから、県民一人当たりの資産総額は958千円、負債総額は837千円となっています。

2 行政コスト計算書（P L）

(1) 行政コスト計算書（P L）とは

行政コスト計算書は、当該年度の資産形成に結びつかない行政サービスに要したコスト（経費）と、行政サービスの提供により得られた収益（使用料や手数料等）を表示したものです。なお、減価償却費や退職手当引当金繰入額等の非現金コストも計上されています。

(2) 行政コスト計算書（P L）の状況

（単位：億円）

科目名	R6	R5	増減
経常費用(A)	9,443	9,314	129
業務費用	5,554	5,384	170
人件費	3,226	3,101	125
物件費等	2,057	2,065	△ 8
物件費	807	855	△ 48
維持補修費	640	617	23
減価償却費	610	592	18
その他	-	-	-
その他の業務費用	271	218	53
移転費用	3,889	3,930	△ 41
補助金等	3,493	3,492	1
他会計への繰出金	215	232	△ 17
その他	181	206	△ 25

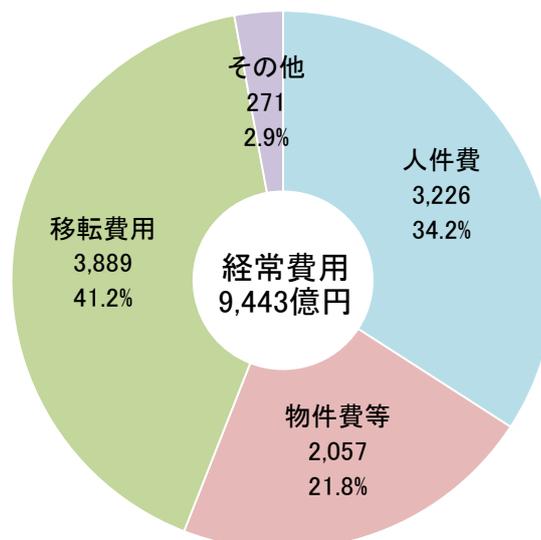
科目名	R6	R5	増減
経常収益(B)	372	433	△ 61
使用料及び手数料	156	156	0
その他	216	277	△ 61
純経常行政コスト(A-B)(C)	9,071	8,881	190
臨時損失(D)	46	31	15
臨時利益(E)	1	1	0
純行政コスト(C+D-E)	9,116	8,911	205

【ポイント】

- ・令和6年度の行政コスト計算書は、経常費用が9,443億円、経常収益が372億円、差引である純経常行政コストが9,071億円となっています。
 - ・臨時損益を含めた純行政コストは9,116億円となっており、純行政コストは、地方税等の一般財源や補助金等収入（純資産変動計算書に計上）で賄われます。
- <純行政コストの増加要因>
- ・純行政コスト：205億円増加（人件費の増等）

【経常費用の構成】

（単位：億円）



経常費用は、人件費が3,226億円、減価償却費や維持補修費等の物件費等が2,057億円、市町村等への補助金や直轄事業負担金等の移転費用が3,889億円、県債の支払利息等のその他が271億円となっています。

【県民一人当たり純行政コスト】

県民一人当たりの経常費用は、331千円、経常収益は13千円、純行政コストは320千円となっています。

3 純資産変動計算書（NW）

(1) 純資産変動計算書（NW）とは

貸借対照表の純資産が当該年度にどのように変動したのかを表示したもので、純資産の減少要因である純行政コスト、増加要因である税金や国庫補助金等の財源、その他の変動要因を計上しています。

(2) 純資産変動計算書（NW）の状況

(単位:億円)

科目名	R6	R5	増減
①前年度末純資産残高	3,201	2,884	317
②純行政コスト(△)	△ 9,116	△ 8,911	△ 205
③財源	9,377	9,292	85
税金等	7,938	7,595	343
国県等補助金	1,439	1,697	△ 258
④本年度差額(②+③)	261	381	△ 120
⑤資産評価差額	1	0	1
⑥無償所管換等	9	△ 73	82
⑦その他	△ 2	10	△ 12
⑧本年度純資産変動額(④+⑤+⑥+⑦)	269	317	△ 48
⑨本年度末純資産残高(①+⑧)	3,470	3,201	269

【ポイント】

- ・令和6年度の純資産変動計算書は、前年度純資産残高が3,201億円、本年度純資産変動額が269億円、本年度末純資産残高が3,470億円となっています。
- <本年度末純資産残高の増加要因>
- ・本年度末純資産残高：269億円増加（純行政コストを上回る地方税等の一般財源の増等）

4 資金収支計算書（CF）

(1) 資金収支計算書（CF）とは

「キャッシュフロー計算書」と呼ばれるもので、現金が1年間でどのように変動したのかを表示したものであり、実際の資金の流れや資金の調達状況を把握することができます。

(2) 資金収支計算書（CF）の状況

(単位:億円)

科目名	R6	R5	増減
業務活動収支(A)	755	920	△ 165
業務支出	9,829	9,546	283
業務費用支出	5,940	5,615	325
人件費支出	3,296	3,063	233
物件費等支出	1,447	1,473	△ 26
その他	1,197	1,079	118
移転費用支出	3,889	3,930	△ 41
補助金等	3,493	3,492	1
その他	396	438	△ 42
業務収入	10,594	10,480	114
税込等収入	8,878	8,461	417
国県等補助金収入	1,313	1,564	△ 251
使用料及び手数料収入	156	156	0
その他	247	299	△ 52
臨時支出	10	14	△ 4
臨時収入	-	-	-

科目名	R6	R5	増減
投資活動収支(B)	△ 191	△ 274	83
投資活動支出	2,229	2,281	△ 52
公共施設等整備費支出	467	475	△ 8
基金積立金支出	757	675	82
貸付金支出	983	1,124	△ 141
その他	23	8	15
投資活動収入	2,039	2,008	31
国県等補助金収入	126	133	△ 7
基金取崩収入	798	661	137
貸付金元金回収収入	1,108	1,195	△ 87
その他	7	19	△ 12
財務活動収支(C)	△ 608	△ 562	△ 46
財務活動支出	2,675	2,436	239
地方債償還支出	2,675	2,436	239
財務活動収入	2,067	1,874	193
地方債発行収入	2,067	1,874	193

本年度資金収支額(A+B+C)(D)	△ 43	85	△ 128
前年度末資金残高(E)	419	334	85
本年度末資金残高(D+E)(F)	376	419	△ 43
本年度末歳計外現金残高(G)	71	72	△ 1
本年度末現金預金残高(F+G)	447	491	△ 44

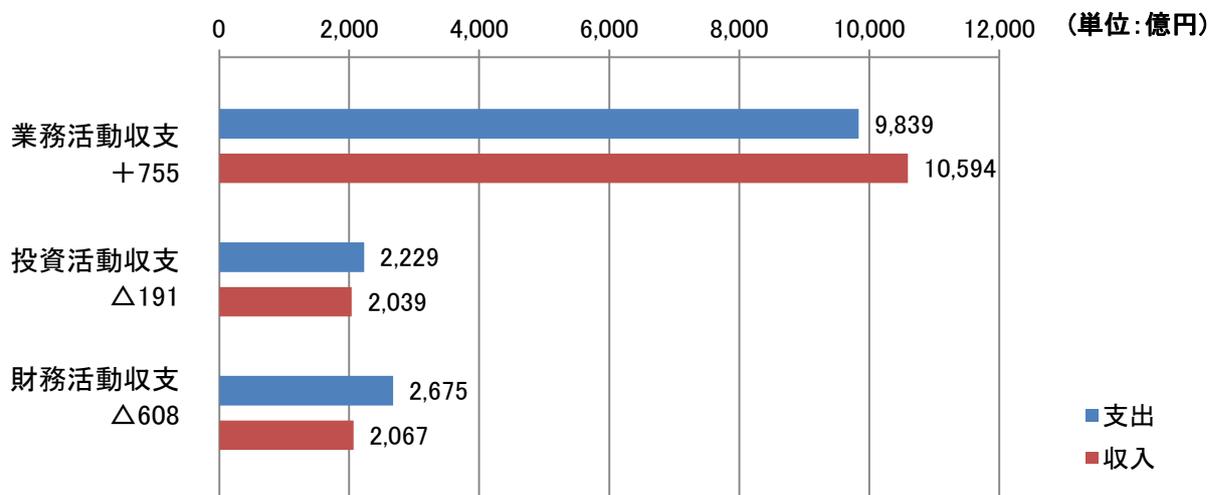
【ポイント】

- ・令和6年度末の資金残高は376億円となっています。
- ・資金収支の内訳をみると、業務活動収支が755億円、投資活動収支が△191億円、財務活動収支が△608億円となっており、前年度末から43億円の減となっています。
- ・歳計外現金も含めた令和6年度末の現金預金残高は、前年度末から44億円減の447億円となっています。

<本年度末現金預金残高の減少要因>

- ・本年度末現金預金残高：44億円減少（地方債償還支出の増等）

【資金収支の内訳】



IV 全体財務書類の概要

全体財務書類は、「一般会計等」に公営事業等 1 1 会計（競輪事業特別会計、港湾事業特別会計、都市計画事業土地区画整理事業特別会計、医療大学付属病院事業特別会計、国民健康保険特別会計、水道事業会計、工業用水道事業会計、地域振興事業会計、病院事業会計、鹿島臨海都市計画下水道事業会計、流域下水道事業会計）を対象に加えたもので、県のすべての会計を合計したものです。

1 貸借対照表（BS）の状況

（単位：億円）

科目名	R6	R5	増減	科目名	R6	R5	増減
【資産の部】	35,364	36,046	△ 682	【負債の部】	28,359	29,192	△ 833
固定資産	31,015	31,576	△ 561	固定負債	25,049	25,811	△ 762
有形固定資産	26,528	26,893	△ 365	地方債	20,389	20,962	△ 573
事業用資産	7,188	7,198	△ 10	その他	4,660	4,848	△ 188
インフラ資産	18,380	18,742	△ 362	流動負債	3,311	3,381	△ 70
物品	960	953	7	1年内償還予定地方債	2,818	2,874	△ 56
無形固定資産	1,092	1,135	△ 43	その他	493	507	△ 14
投資その他の資産	3,396	3,548	△ 152	【純資産の部】	7,005	6,855	150
流動資産	4,349	4,470	△ 121	【負債・純資産合計】	35,364	36,046	△ 682

【ポイント】

- 令和 6 年度における資産合計は、3 兆 5, 364 億円、負債合計は 2 兆 8, 359 億円、純資産は 7, 005 億円となっています。
- 資産の内訳は、事業用資産 7, 188 億円、インフラ資産 1 兆 8, 380 億円、投資その他の資産 3, 396 億円、流動資産 4, 349 億円等となっています。
- 負債の内訳は、固定負債 2 兆 5, 049 億円、流動負債 3, 311 億円となっており、その内、地方債残高は 2 兆 3, 207 億円となっています。

2 行政コスト計算書（PL）の状況

（単位：億円）

科目名	R6	R5	増減	科目名	R6	R5	増減
経常費用(A)	12,654	12,638	16	経常収益(B)	1,227	1,479	△ 252
業務費用	6,625	6,543	82	使用料及び手数料	964	952	12
人件費	3,409	3,272	137	その他	262	527	△ 265
物件費等	2,727	2,853	△ 126	純経常行政コスト(A-B)(C)	11,428	11,158	270
その他の業務費用	488	419	69				
移転費用	6,029	6,095	△ 66	臨時損失(D)	285	31	254
補助金等	5,848	5,888	△ 40	臨時利益(E)	90	2	88
その他	182	207	△ 25	純行政コスト(C+D-E)	11,622	11,187	435

【ポイント】

- 令和 6 年度の行政コスト計算書は、経常費用が 1 兆 2, 654 億円、経常収益が 1, 227 億円、差引である純経常行政コストが 1 兆 1, 428 億円となっています。
- 臨時損益を含めた純行政コストは 1 兆 1, 622 億円となっており、純行政コストは、地方税等の一般財源や補助金等収入（純資産変動計算書に計上）で賄われます。

3 純資産変動計算書（NW）の状況

（単位：億円）

科目名	R6	R5	増減
①前年度末純資産残高	6,855	6,410	445
②本年度純資産変動額（③+④+⑤）	150	445	△ 295
③純行政コスト（△）	△ 11,622	△ 11,187	△ 435
④財源	11,778	11,695	83
税収等	9,556	9,240	316
国県等補助金	2,222	2,455	△ 233
⑤その他	△ 6	△ 63	57
⑥本年度末純資産残高（①+②）	7,005	6,855	150

【ポイント】

- ・令和6年度末の純資産は、地方税等の一般財源や補助金等収入が純行政コストを上回ったこと等により、前年度末から150億円増の7,005億円となっています。
- ・純資産の変動を項目別にみると、純行政コスト1兆1,622億円に対し、財源について税収等が9,556億円、国県等補助金が2,222億円となっています。

4 資金収支計算書（CF）の状況

（単位：億円）

科目名	R6	R5	増減
業務活動収支(A)	911	1,390	△ 479
業務支出	12,856	12,532	324
業務費用支出	6,827	6,438	389
移転費用支出	6,029	6,095	△ 66
業務収入	13,777	13,936	△ 159
税収等収入	10,452	10,087	365
国県等補助金収入	2,032	2,301	△ 269
使用料及び手数料収入	929	910	19
その他	365	638	△ 273
臨時支出	11	15	△ 4
臨時収入	1	1	0
投資活動収支(B)	△ 396	△ 431	35
投資活動支出	2,514	2,483	31
投資活動収入	2,118	2,052	66
財務活動収支(C)	△ 616	△ 677	61
財務活動支出	2,957	2,733	224
財務活動収入	2,341	2,056	285
本年度資金収支額(A+B+C)(D)	△ 101	281	△ 382
前年度末資金残高(E)	1,482	1,201	281
本年度末資金残高(D+E)(F)	1,381	1,482	△ 101
本年度末歳計外現金残高(G)	71	72	△ 1
本年度末現金預金残高(F+G)	1,452	1,554	△ 102

【ポイント】

- ・令和6年度末の資金残高は1,381億円となっています。
- ・資金収支の内訳をみると、業務活動収支が911億円、投資活動収支が△396億円、財務活動収支が△616億円となっており、業務活動収支による増が投資活動収支及び財務活動収支による減を下回ったことにより、前年度末から101億円の減となっています。
- ・歳計外現金も含めた令和6年度末の現金預金残高は、1,452億円となっています。

V 連結財務書類の概要

連結財務書類は、全体会計に加え、以下の24法人を連結対象として作成しています。

地方公社（2法人）：茨城県土地開発公社、茨城県道路公社

第三セクター（22法人）：鹿島臨海鉄道（株）、鹿島都市開発（株）、（公財）茨城県消防協会、（公財）茨城県国際交流協会、（公財）いばらき文化振興財団、（一財）茨城県環境保全事業団、（公財）いばらき腎臓財団、（公財）茨城県看護教育財団、（公財）いばらき中小企業グローバル推進機構、（公財）茨城県開発公社、（株）ひたちなかテクノセンター、（一財）茨城県科学技術振興財団、（株）茨城県中央食肉公社、（公社）茨城県農林振興公社、（公財）茨城県栽培漁業協会、（公財）那珂川沿岸土地改良基金協会、（一財）茨城県建設技術管理センター、鹿島埠頭（株）、（株）茨城ポートオーソリティ、（公財）茨城県教育財団、（公財）茨城県スポーツ協会、（公財）茨城県暴力追放推進センター

1 貸借対照表（BS）の状況

（単位：億円）

科目名	R6	R5	増減	科目名	R6	R5	増減
【資産の部】	36,300	36,976	△ 676	【負債の部】	28,654	29,511	△ 857
固定資産	31,663	32,191	△ 528	固定負債	25,256	26,014	△ 758
有形固定資産	26,988	27,422	△ 434	地方債等	20,426	20,993	△ 567
事業用資産	7,635	7,715	△ 80	その他	4,830	5,021	△ 191
インフラ資産	18,380	18,742	△ 362	流動負債	3,397	3,497	△ 100
物品	974	965	9	1年内償還予定地方債等	2,821	2,877	△ 56
無形固定資産	1,093	1,136	△ 43	その他	576	620	△ 44
投資その他の資産	3,582	3,633	△ 51	【純資産の部】	7,646	7,465	181
流動資産	4,637	4,785	△ 148	【負債・純資産合計】	36,300	36,976	△ 676

【ポイント】

- 令和6年度における資産合計は、3兆6,300億円、負債合計は2兆8,654億円、純資産は7,646億円となっています。
- 資産の内訳は、事業用資産7,635億円、インフラ資産1兆8,380億円、投資その他の資産3,582億円、流動資産4,637億円等となっています。
- 負債の内訳は、固定負債2兆5,256億円、流動負債3,397億円となっており、その内、地方債等残高は2兆3,247億円となっています。

2 行政コスト計算書（PL）の状況

（単位：億円）

科目名	R6	R5	増減	科目名	R6	R5	増減
経常費用(A)	13,008	12,973	35	経常収益(B)	1,592	1,842	△ 250
業務費用	6,989	6,888	101	使用料及び手数料	972	960	12
人件費	3,503	3,364	139	その他	620	882	△ 262
物件費等	2,827	2,882	△ 55	純経常行政コスト(A-B)(C)	11,417	11,131	286
その他の業務費用	658	643	15	臨時損失(D)	287	32	255
移転費用	6,020	6,085	△ 65	臨時利益(E)	104	5	99
補助金等	5,834	5,875	△ 41	純行政コスト(C+D-E)	11,600	11,158	442
その他	185	211	△ 26				

【ポイント】

- 令和6年度の行政コスト計算書は、経常費用が1兆3,008億円、経常収益が1,592億円、差引である純経常行政コストが1兆1,417億円となっています。
- 臨時損益を含めた純行政コストは1兆1,600億円となっており、純行政コストは、地方税等の一般財源や補助金等収入（純資産変動計算書に計上）で賄われます。

3 純資産変動計算書（NW）の状況

（単位：億円）

科目名	R6	R5	増減
①前年度末純資産残高	7,465	6,992	473
②本年度純資産変動額(③+④+⑤)	181	473	△ 292
③純行政コスト(△)	△ 11,600	△ 11,158	△ 442
④財源	11,790	11,702	88
税収等	9,560	9,243	317
国県等補助金	2,230	2,459	△ 229
⑤その他	△ 9	△ 71	62
⑥本年度末純資産残高(①+②)	7,646	7,465	181

【ポイント】

- ・令和6年度末の純資産は、地方税等の一般財源や補助金等収入が純行政コストを上回ったこと等により、前年度末から181億円増の7,646億円となっています。
- ・純資産の変動を項目別にみると、純行政コスト1兆1,600億円に対し、財源については税収等が9,560億円、国県等補助金は2,230億円となっています。

4 資金収支計算書（CF）の状況

（単位：億円）

科目名	R6	R5	増減
業務活動収支(A)	985	1,460	△ 475
業務支出	13,156	12,805	351
業務費用支出	7,136	6,721	415
移転費用支出	6,019	6,084	△ 65
業務収入	14,151	14,285	△ 134
税収等収入	10,457	10,091	366
国県等補助金収入	2,042	2,305	△ 263
使用料及び手数料収入	937	917	20
その他	716	973	△ 257
臨時支出	12	21	△ 9
臨時収入	1	1	0
投資活動収支(B)	△ 494	△ 479	△ 15
投資活動支出	2,546	2,543	3
投資活動収入	2,052	2,064	△ 12
財務活動収支(C)	△ 614	△ 696	82
財務活動支出	2,995	2,816	179
財務活動収入	2,381	2,120	261
本年度資金収支額(A+B+C)(D)	△ 123	285	△ 408
前年度末資金残高(E)	1,676	1,391	285
本年度末資金残高(D+E)(F)	1,553	1,676	△ 123
本年度末歳計外現金残高(G)	71	72	△ 1
本年度末現金預金残高(F+G)	1,625	1,748	△ 123

【ポイント】

- ・令和6年度末の資金残高は1,553億円となっています。
- ・資金収支の内訳をみると、業務活動収支が985億円、投資活動収支が△494億円、財務活動収支が△614億円となっており、業務活動収支による増が投資活動収支及び財務活動収支による減を下回ったことにより、前年度末から123億円の減となっています。
- ・歳計外現金も含めた令和6年度末の現金預金残高は、1,625億円となっています。

貸借対照表

(令和7年3月31日現在)

自治体名:茨城県
会計:一般会計等

(単位:百万円)

科目名	金額	科目名	金額
【資産の部】		【負債の部】	
固定資産	2,491,954	固定負債	2,119,320
有形固定資産	2,050,191	地方債	1,892,602
事業用資産	639,106	長期未払金	111
土地	272,940	退職手当引当金	223,335
立木竹	829	損失補償等引当金	3,271
建物	657,071	その他	-
建物減価償却累計額	-332,028	流動負債	263,846
工作物	155,710	1年内償還予定地方債	235,198
工作物減価償却累計額	-124,525	未払金	3
船舶	2,017	未払費用	-
船舶減価償却累計額	-1,787	前受金	-
浮標等	-	前受収益	-
浮標等減価償却累計額	-	賞与等引当金	21,521
航空機	1,684	預り金	7,124
航空機減価償却累計額	-330	その他	-
その他	130	負債合計	2,383,166
その他減価償却累計額	-31	【純資産の部】	
建設仮勘定	7,424	固定資産等形成分	2,616,884
インフラ資産	1,393,301	余剰分(不足分)	-2,269,850
土地	494,432		
建物	2,138		
建物減価償却累計額	-692		
工作物	1,989,955		
工作物減価償却累計額	-1,208,136		
その他	2,612		
その他減価償却累計額	-1,969		
建設仮勘定	114,961		
物品	53,221		
物品減価償却累計額	-35,438		
無形固定資産	49		
ソフトウェア	45		
その他	3		
投資その他の資産	441,715		
投資及び出資金	166,418		
有価証券	-		
出資金	65,895		
その他	100,523		
投資損失引当金	-4,002		
長期延滞債権	6,322		
長期貸付金	58,310		
基金	215,343		
減債基金	102,918		
その他	112,425		
その他	-		
徴収不能引当金	-677		
流動資産	238,245		
現金預金	44,681		
未収金	2,470		
短期貸付金	3,731		
基金	121,199		
財政調整基金	73,940		
減債基金	47,259		
棚卸資産	66,392		
その他	-		
徴収不能引当金	-228	純資産合計	347,033
資産合計	2,730,199	負債及び純資産合計	2,730,199

行政コスト計算書

自 令和6年4月1日

至 令和7年3月31日

自治体名:茨城県

会計:一般会計等

(単位:百万円)

科目名	金額
経常費用	944,287
業務費用	555,400
人件費	322,579
職員給与費	273,499
賞与等引当金繰入額	21,521
退職手当引当金繰入額	18,410
その他	9,149
物件費等	205,682
物件費	80,685
維持補修費	64,027
減価償却費	60,970
その他	-
その他の業務費用	27,139
支払利息	8,250
徴収不能引当金繰入額	570
その他	18,319
移転費用	388,887
補助金等	349,293
社会保障給付	15,086
他会計への繰出金	21,545
その他	2,964
経常収益	37,162
使用料及び手数料	15,559
その他	21,604
純経常行政コスト	907,124
臨時損失	4,606
災害復旧事業費	1,035
資産除売却損	2,901
投資損失引当金繰入額	116
損失補償等引当金繰入額	453
その他	101
臨時利益	148
資産売却益	148
その他	-
純行政コスト	911,582

純資産変動計算書

自 令和6年4月1日

至 令和7年3月31日

自治体名:茨城県

会計:一般会計等

(単位:百万円)

科目	合計		
	固定資産 等形成分	余剰分 (不足分)	
前年度末純資産残高	320,139	2,650,165	-2,330,025
純行政コスト(△)	-911,582		-911,582
財源	937,669		937,669
税金等	793,784		793,784
国県等補助金	143,885		143,885
本年度差額	26,087		26,087
固定資産等の変動(内部変動)		-33,924	33,924
有形固定資産等の増加		46,731	-46,731
有形固定資産等の減少		-64,384	64,384
貸付金・基金等の増加		178,541	-178,541
貸付金・基金等の減少		-194,812	194,812
資産評価差額	62	62	
無償所管換等	935	935	
その他	-190	-354	164
本年度純資産変動額	26,894	-33,281	60,175
本年度末純資産残高	347,033	2,616,884	-2,269,850

資金収支計算書

自 令和6年4月1日
至 令和7年3月31日

自治体名：茨城県
会計：一般会計等

(単位：百万円)

科目	金額
【業務活動収支】	
業務支出	982,885
業務費用支出	593,998
人件費支出	329,602
物件費等支出	144,722
支払利息支出	8,250
その他の支出	111,425
移転費用支出	388,887
補助金等支出	349,293
社会保障給付支出	15,086
他会計への繰出支出	21,545
その他の支出	2,964
業務収入	1,059,406
税収等収入	887,836
国県等補助金収入	131,293
使用料及び手数料収入	15,563
その他の収入	24,714
臨時支出	1,035
災害復旧事業費支出	1,035
その他の支出	0
臨時収入	-
業務活動収支	75,486
【投資活動収支】	
投資活動支出	222,946
公共施設等整備費支出	46,731
基金積立金支出	75,700
投資及び出資金支出	2,251
貸付金支出	98,264
その他の支出	-
投資活動収入	203,861
国県等補助金収入	12,592
基金取崩収入	79,819
貸付金元金回収収入	110,762
資産売却収入	661
その他の収入	27
投資活動収支	-19,085
【財務活動収支】	
財務活動支出	267,499
地方債償還支出	267,499
その他の支出	-
財務活動収入	206,740
地方債発行収入	206,740
その他の収入	-
財務活動収支	-60,759
本年度資金収支額	-4,358
前年度末資金残高	41,915
本年度末資金残高	37,557
前年度末歳計外現金残高	7,172
本年度歳計外現金増減額	-48
本年度末歳計外現金残高	7,124
本年度末現金預金残高	44,681

貸借対照表

(令和7年3月31日現在)

自治体名:茨城県

会計:全体会計

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
【資産の部】		【負債の部】	
固定資産	3,101,543	固定負債	2,504,862
有形固定資産	2,652,797	地方債等	2,038,904
事業用資産	718,829	長期未払金	111
土地	277,367	退職手当引当金	227,812
立木竹	829	損失補償等引当金	3,271
建物	698,455	その他	234,764
建物減価償却累計額	-356,234	流動負債	331,079
工作物	161,313	1年内償還予定地方債等	281,784
工作物減価償却累計額	-129,160	未払金	17,115
船舶	2,017	未払費用	-
船舶減価償却累計額	-1,787	前受金	-
浮標等	131	前受収益	-
浮標等減価償却累計額	-9	賞与等引当金	22,621
航空機	1,684	預り金	9,101
航空機減価償却累計額	-330	その他	458
その他	130	負債合計	2,835,941
その他減価償却累計額	-31	【純資産の部】	
建設仮勘定	64,452	固定資産等形成分	3,227,033
インフラ資産	1,837,994	余剰分(不足分)	-2,526,533
土地	516,657	他団体出資等分	-
建物	82,970		
建物減価償却累計額	-48,479		
工作物	2,538,556		
工作物減価償却累計額	-1,523,736		
その他	2,612		
その他減価償却累計額	-1,969		
建設仮勘定	271,384		
物品	363,063		
物品減価償却累計額	-267,088		
無形固定資産	109,151		
ソフトウェア	49		
その他	109,103		
投資その他の資産	339,595		
投資及び出資金	65,895		
有価証券	-		
出資金	65,895		
その他	-		
投資損失引当金	-693		
長期延滞債権	6,325		
長期貸付金	42,121		
基金	226,159		
減債基金	102,918		
その他	123,241		
その他	466		
徴収不能引当金	-677		
流動資産	434,897		
現金預金	145,228		
未収金	15,300		
短期貸付金	4,290		
基金	121,199		
財政調整基金	73,940		
減債基金	47,259		
棚卸資産	130,355		
その他	18,816		
徴収不能引当金	-291		
資産合計	3,536,441	純資産合計	700,499
		負債及び純資産合計	3,536,441

行政コスト計算書

自 令和6年4月1日
至 令和7年3月31日

自治体名:茨城県

会計:全体会計

(単位:百万円)

科目	金額
経常費用	1,265,411
業務費用	662,489
人件費	340,924
職員給与費	286,299
賞与等引当金繰入額	22,589
退職手当引当金繰入額	19,165
その他	12,871
物件費等	272,745
物件費	112,136
維持補修費	72,354
減価償却費	87,427
その他	828
その他の業務費用	48,820
支払利息	9,446
徴収不能引当金繰入額	577
その他	38,798
移転費用	602,922
補助金等	584,751
社会保障給付	15,086
他会計への繰出金	-
その他	3,086
経常収益	122,657
使用料及び手数料	96,438
その他	26,219
純経常行政コスト	1,142,755
臨時損失	28,450
災害復旧事業費	1,035
資産除売却損	2,901
投資損失引当金繰入額	-
損失補償等引当金繰入額	453
その他	24,061
臨時利益	9,023
資産売却益	148
その他	8,875
純行政コスト	1,162,182

純資産変動計算書

自 令和6年4月1日

至 令和7年3月31日

自治体名:茨城県

会計:全体会計

(単位:百万円)

科目	合計		
	固定資産 等形成分	余剰分 (不足分)	
前年度末純資産残高	685,479	3,284,592	-2,599,113
純行政コスト(△)	-1,162,182		-1,162,182
財源	1,177,804		1,177,804
税金等	955,619		955,619
国県等補助金	222,185		222,185
本年度差額	15,622		15,622
固定資産等の変動(内部変動)		-57,863	57,863
有形固定資産等の増加		75,387	-75,387
有形固定資産等の減少		-116,406	116,406
貸付金・基金等の増加		205,314	-205,314
貸付金・基金等の減少		-222,159	222,159
資産評価差額	62	62	
無償所管換等	971	971	
その他	-1,635	-729	-906
本年度純資産変動額	15,020	-57,559	72,579
本年度末純資産残高	700,499	3,227,033	-2,526,533

資金収支計算書

自 令和6年4月1日
至 令和7年3月31日

自治体名:茨城県
会計:全体会計

(単位:百万円)

科目	金額
【業務活動収支】	
業務支出	1,285,594
業務費用支出	682,672
人件費支出	347,804
物件費等支出	195,613
支払利息支出	9,446
その他の支出	129,809
移転費用支出	602,922
補助金等支出	584,751
社会保障給付支出	15,086
他会計への繰出支出	-
その他の支出	3,086
業務収入	1,377,699
税収等収入	1,045,181
国県等補助金収入	203,158
使用料及び手数料収入	92,909
その他の収入	36,451
臨時支出	1,109
災害復旧事業費支出	1,035
その他の支出	73
臨時収入	107
業務活動収支	91,104
【投資活動収支】	
投資活動支出	251,410
公共施設等整備費支出	75,030
基金積立金支出	77,376
投資及び出資金支出	229
貸付金支出	98,775
その他の支出	-
投資活動収入	211,808
国県等補助金収入	18,860
基金取崩収入	79,930
貸付金元金回収収入	111,299
資産売却収入	661
その他の収入	1,059
投資活動収支	-39,602
【財務活動収支】	
財務活動支出	295,681
地方債等償還支出	295,263
その他の支出	418
財務活動収入	234,092
地方債等発行収入	232,830
その他の収入	1,262
財務活動収支	-61,589
本年度資金収支額	-10,087
前年度末資金残高	148,191
本年度末資金残高	138,104
前年度末歳計外現金残高	7,172
本年度歳計外現金増減額	-48
本年度末歳計外現金残高	7,124
本年度末現金預金残高	145,228

連結貸借対照表

(令和7年3月31日現在)

自治体名: 茨城県

会計: 連結会計

(単位: 百万円)

科目	金額	科目	金額
【資産の部】		【負債の部】	
固定資産	3,166,280	固定負債	2,525,624
有形固定資産	2,698,818	地方債等	2,042,630
事業用資産	763,450	長期未払金	121
土地	294,017	退職手当引当金	232,155
土地減損損失累計額	-5,893	損失補償等引当金	3,267
立木竹	829	その他	247,452
立木竹減損損失累計額	-	流動負債	339,746
建物	725,911	1年内償還予定地方債等	282,145
建物減価償却累計額	-372,913	未払金	20,853
建物減損損失累計額	-4,382	未払費用	470
工作物	205,073	前受金	908
工作物減価償却累計額	-147,671	前受収益	1
工作物減損損失累計額	-236	賞与等引当金	22,981
船舶	6,740	預り金	10,518
船舶減価償却累計額	-5,234	その他	1,870
船舶減損損失累計額	-	負債合計	2,865,370
浮標等	131	【純資産の部】	
浮標等減価償却累計額	-9	固定資産等形成分	3,291,462
浮標等減損損失累計額	-	余剰分(不足分)	-2,548,329
航空機	1,684	他団体出資等分	21,502
航空機減価償却累計額	-330		
航空機減損損失累計額	-		
その他	157		
その他減価償却累計額	-51		
その他減損損失累計額	-		
建設仮勘定	65,628		
インフラ資産	1,837,994		
土地	516,657		
土地減損損失累計額	-		
建物	82,970		
建物減価償却累計額	-48,479		
建物減損損失累計額	-		
工作物	2,538,556		
工作物減価償却累計額	-1,523,736		
工作物減損損失累計額	-		
その他	2,612		
その他減価償却累計額	-1,969		
その他減損損失累計額	-		
建設仮勘定	271,384		
物品	373,040		
物品減価償却累計額	-275,646		
物品減損損失累計額	-20		
無形固定資産	109,279		
ソフトウェア	134		
その他	109,145		
投資その他の資産	358,183		
投資及び出資金	52,229		
有価証券	4,193		
出資金	48,036		
その他	-		
長期延滞債権	6,325		
長期貸付金	30,418		
基金	257,398		
減債基金	102,918		
その他	154,479		
その他	12,491		
徴収不能引当金	-677		
流動資産	463,723		
現金預金	162,467		
未収金	17,704		
短期貸付金	3,983		
基金	121,199		
財政調整基金	73,940		
減債基金	47,259		
棚卸資産	138,330		
その他	20,337		
徴収不能引当金	-297		
繰延資産	2	純資産合計	764,635
資産合計	3,630,005	負債及び純資産合計	3,630,005

連結行政コスト計算書

自 令和6年4月1日
至 令和7年3月31日

自治体名:茨城県

会計:連結会計

(単位:百万円)

科目	金額
経常費用	1,300,844
業務費用	698,882
人件費	350,316
職員給与費	292,874
賞与等引当金繰入額	22,756
退職手当引当金繰入額	19,483
その他	15,203
物件費等	282,740
物件費	110,760
維持補修費	73,175
減価償却費	88,888
その他	9,917
その他の業務費用	65,826
支払利息	9,452
徴収不能引当金繰入額	578
その他	55,796
移転費用	601,962
補助金等	583,442
社会保障給付	15,086
その他	3,435
経常収益	159,162
使用料及び手数料	97,196
その他	61,966
純経常行政コスト	1,141,682
臨時損失	28,688
災害復旧事業費	1,035
資産除売却損	2,919
損失補償等引当金繰入額	451
その他	24,283
臨時利益	10,391
資産売却益	1,266
その他	9,125
純行政コスト	1,159,979

連結純資産変動計算書

自 令和6年4月1日
至 令和7年3月31日

自治体名:茨城県

会計:連結会計

(単位:百万円)

科目	合計			
	固定資産 等形成分	余剰分 (不足分)	他団体出資等分	
前年度末純資産残高	746,506	3,345,574	-2,619,600	20,532
純行政コスト(△)	-1,159,979		-1,160,614	635
財源	1,179,012		1,178,627	385
税収等	956,015		955,940	75
国県等補助金	222,996		222,686	310
本年度差額	19,032		18,012	1,020
固定資産等の変動(内部変動)		-54,372	54,372	
有形固定資産等の増加		77,555	-77,555	
有形固定資産等の減少		-125,504	125,504	
貸付金・基金等の増加		237,927	-237,927	
貸付金・基金等の減少		-244,351	244,351	
資産評価差額	-25	-25		
無償所管換等	971	971		
他団体出資等分の増加			0	0
他団体出資等分の減少			50	-50
比例連結割合変更に伴う差額	-	-	-	-
その他	-1,849	-685	-1,163	
本年度純資産変動額	18,130	-54,112	71,272	970
本年度末純資産残高	764,635	3,291,462	-2,548,329	21,502

連結資金収支計算書

自 令和6年4月1日
至 令和7年3月31日自治体名：茨城県
会計：連結会計

(単位：百万円)

科目	金額
【業務活動収支】	
業務支出	1,315,569
業務費用支出	713,648
人件費支出	357,204
物件費等支出	197,184
支払利息支出	9,452
その他の支出	149,809
移転費用支出	601,921
補助金等支出	583,429
社会保障給付支出	15,086
その他の支出	3,406
業務収入	1,415,134
税込等収入	1,045,659
国県等補助金収入	204,183
使用料及び手数料収入	93,709
その他の収入	71,583
臨時支出	1,154
災害復旧事業費支出	1,035
その他の支出	119
臨時収入	110
業務活動収支	98,521
【投資活動収支】	
投資活動支出	254,610
公共施設等整備費支出	76,073
基金積立金支出	77,380
投資及び出資金支出	673
貸付金支出	98,775
その他の支出	1,709
投資活動収入	205,244
国県等補助金収入	18,281
基金取崩収入	79,945
貸付金元金回収収入	102,679
資産売却収入	2,613
その他の収入	1,727
投資活動収支	-49,366
【財務活動収支】	
財務活動支出	299,483
地方債等償還支出	297,639
その他の支出	1,845
財務活動収入	238,076
地方債等発行収入	235,874
その他の収入	2,201
財務活動収支	-61,408
本年度資金収支額	-12,253
前年度末資金残高	167,597
比例連結割合変更に伴う差額	-
本年度末資金残高	155,344
前年度末歳計外現金残高	7,172
本年度歳計外現金増減額	-48
本年度末歳計外現金残高	7,124
本年度末現金預金残高	162,467

総務企画委員会説明資料

人事委員会事務局

項目	令和 8 年度茨城県職員等採用試験実施計画について						
1 大学卒業程度試験							
区分	職種	試験案内 公表日	申込受付期間	第 1 次試験	最終合格発表		
早期 日程	事務(知事部局等) 事務(警察本部)	3月2日(月)	3月2日(月) ~ 3月23日(月)	4月2日(木) ~ 4月15日(水)	6月9日(火) ~ 7月7日(火)		
	技術系 14 職種 ¹						
従来 日程	事務(知事部局等) 事務(警察本部) 福祉	4月22日(水)	4月22日(水) ~ 5月13日(水)	6月21日(日)	8月18日(火)		
秋冬期 日程	土木 ²	10月28日(水)	10月28日(水) ~ 11月17日(火)	11月29日(日)	1月26日(火)		
<p>1 電気、機械、土木、建築、化学、薬剤師、管理栄養士、農業、農業土木、畜産、林業、水産、福祉、心理</p> <p>2 大学3年生・大学院1年生も受験可能</p> <p>3 早期日程と秋冬期日程は第1次試験において基礎能力検査(SPI)を実施</p>							
2 高校卒業程度試験							
職種	試験案内 公表日	申込受付期間	第 1 次試験	最終合格発表			
事務(知事部局等) 事務(警察本部) 事務(市町村立小中学校)	4月22日(水)	7月1日(水) ~ 8月19日(水)	9月27日(日)	11月10日(火)			
技術系職種				10月9日(金)			
(参考 令和7年度職員採用試験実施状況)							
試験 区分	職 種	採用予定 人員 (名程度) A	申込者数 (人) B	受験者数 (人) C	最終合格 者 数 (人) D	申込倍率 (倍) B/A	競争率 (倍) C/D
大学 卒業 程度	事務	126	827	667	164	6.6	4.1
	技術系職種	49 (7)	230 (55)	195 (46)	58 (9)	4.7 (7.4)	3.4 (5.1)
	合計	175	1,057	862	222	6.0	3.9
高校 卒業 程度	事務	48	172	148	72	3.6	2.1
	技術系職種	13	20	17	11	1.5	1.5
	事務(小中学校)	22	67	63	33	3.0	1.9
	合計	83	259	228	116	3.1	1.4
<p>大学卒業程度の技術系職種の()は秋冬期日程の実施状況を外数で記載 上記のほか、追加募集のための特別試験を11月に実施</p>							

令和 8 年第 1 回定例会
総務企画委員会説明資料
(条例新旧対照表)

1	第 63 号議案	茨城県資金積立基金条例の一部を改正する条例	2
2	第 21 号議案	茨城県税外収入金の延滞金徴収条例及び茨城県行政手続条例の一部を改正する条例	3
3	第 22 号議案	茨城県公益認定等審議会条例の一部を改正する条例	7
4	第 23 号議案	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	8
5	第 24 号議案	特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	19
6	第 25 号議案	茨城県手数料徴収条例の一部を改正する条例	20
7	第 26 号議案	茨城県地方活力向上地域等における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例	26
8	第 27 号議案	茨城県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例	27

令和 8 年 3 月 1 2 日

総 務 部

茨城県資金積立基金条例（昭和39年条例第7号）新旧対照表

改正案			現行		
別表			別表		
名称	目的及び積立ての額	処分	名称	目的及び積立ての額	処分
(削除)			茨城県放射線利用試験研究施設等整備基金	放射線の利用に関する試験研究を行うために必要な施設等を整備するため、特別会計に関する法律施行令第51条第1項第11号の規定に基づき交付を受けた交付金のうち、知事が必要と認めた金額を基金に積み立てる。	放射線の利用に関する試験研究を行うために必要な施設等の整備に要する経費に充てるとき。
茨城県高等学校等教育改革促進基金	公立の高等学校等（高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部をいう。以下同じ。）における教育の改革を推進するための事業に要する経費に充てるため、知事が必要と認めた金額を基金に積み立てる。	公立の高等学校等における教育の改革を推進するための事業に要する経費に充てると	(新設)		

茨城県行政手続条例（平成7年条例第5号）新旧対照表

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 不利益処分 行政庁が、条例等に基づき、特定の者を<u>名宛人</u>として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>(国の機関等に対する処分等の適用除外)</p> <p>第4条 国の機関又は地方公共団体若しくはその機関に対する処分(これらの機関又は団体がその固有の資格において当該処分の<u>名宛人</u>となるものに限る。)及び行政指導並びにこれらの機関又は団体がする届出(これらの機関又は団体がその固有の資格においてすべきこととされているものに限る。)については、この条例の規定は、適用しない。</p> <p>(不利益処分をしようとする場合の手続)</p> <p>第13条 行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の<u>名宛人</u>となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。</p> <p>(1) 次のいずれかに該当するとき 聴聞</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 不利益処分 行政庁が、条例等に基づき、特定の者を<u>名あて人</u>として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>(国の機関等に対する処分等の適用除外)</p> <p>第4条 国の機関又は地方公共団体若しくはその機関に対する処分(これらの機関又は団体がその固有の資格において当該処分の<u>名あて人</u>となるものに限る。)及び行政指導並びにこれらの機関又は団体がする届出(これらの機関又は団体がその固有の資格においてすべきこととされているものに限る。)については、この条例の規定は、適用しない。</p> <p>(不利益処分をしようとする場合の手続)</p> <p>第13条 行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の<u>名あて人</u>となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。</p> <p>(1) 次のいずれかに該当するとき 聴聞</p>
<p>ア 許認可等を取り消す不利益処分をしようとするとき。</p> <p>イ アに規定するもののほか、<u>名宛人</u>の資格又は地位を直接にはく奪する不利益処分をしようとするとき。</p> <p>ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合であって行政庁が相当と認めるとき。</p> <p>(2) 前号アからウまでのいずれにも該当しないとき 弁明の機会の付与</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定は、適用しない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 当該不利益処分の性質上、それによって課される義務の内容が著しく軽微なものであるため<u>名宛人</u>となるべき者の意見をあらかじめ聴くことを要しないものとして規則で定める処分をしようとするとき。</p> <p>(不利益処分の理由の提示)</p> <p>第14条 行政庁は、不利益処分をする場合には、その<u>名宛人</u>に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。</p> <p>2 行政庁は、前項ただし書の場合においては、当該<u>名宛人</u>の所在が判明しなくなったときその他処分後において理由を示すことが困難な事情があるときを除き、処分後相当の期間内に、同項の理由を示さなければならない。</p> <p>3 (略)</p>	<p>ア 許認可等を取り消す不利益処分をしようとするとき。</p> <p>イ アに規定するもののほか、<u>名あて人</u>の資格又は地位を直接にはく奪する不利益処分をしようとするとき。</p> <p>ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合であって行政庁が相当と認めるとき。</p> <p>(2) 前号アからウまでのいずれにも該当しないとき 弁明の機会の付与</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定は、適用しない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 当該不利益処分の性質上、それによって課される義務の内容が著しく軽微なものであるため<u>名あて人</u>となるべき者の意見をあらかじめ聴くことを要しないものとして規則で定める処分をしようとするとき。</p> <p>(不利益処分の理由の提示)</p> <p>第14条 行政庁は、不利益処分をする場合には、その<u>名あて人</u>に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。</p> <p>2 行政庁は、前項ただし書の場合においては、当該<u>名あて人</u>の所在が判明しなくなったときその他処分後において理由を示すことが困難な事情があるときを除き、処分後相当の期間内に、同項の理由を示さなければならない。</p> <p>3 (略)</p>

(聴聞の通知の方式)

第15条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名宛人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1)～(4) (略)

2 (略)

3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、公示の方法

_____ によって行うことができる。_____

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨(以下この項において「公示事項」という。)を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を

(聴聞の通知の方式)

第15条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1)～(4) (略)

2 (略)

3 行政庁は、不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

(代理人)

第16条 前条第1項の通知を受けた者(同条第4項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。)は、代理人を選任することができる。

2～4 (略)

(続行期日の指定)

第22条 (略)

2 (略)

3 第15条第3項及び第4項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項及び第4項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、同項中「_____とき」とあるのは「_____とき(同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、当該措置を開始した日の翌日)」と読み替えるものとする。

(弁明の機会の付与の通知の方式)

第28条 行政庁は、弁明書の提出期限(口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時)までに相当な期間において、不利益処分の名宛人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければ

(代理人)

第16条 前条第1項の通知を受けた者(同条第3項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。)は、代理人を選任することができる。

2～4 (略)

(続行期日の指定)

第22条 (略)

2 (略)

3 第15条第3項_____の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項_____中「不利益処分の名あて人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、_____「掲示を始めた日から2週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日から2週間を経過したとき(同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、掲示を始めた_____日の翌日)」と読み替えるものとする。

(弁明の機会の付与の通知の方式)

第28条 行政庁は、弁明書の提出期限(口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時)までに相当な期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければ

ならない。

(1)～(3) (略)

(聴聞に関する手続の準用)

第29条 第15条第3項及び第4項並びに第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、同条第4項中「第1項第3号及び第4号」とあるのは「第28条第3号」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「同条第4項後段」とあるのは「第29条において準用する第15条第4項後段」と読み替えるものとする。

ならない。

(1)～(3) (略)

(聴聞に関する手続の準用)

第29条 第15条第3項及び_____第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、「同項第3号_____及び第4号」とあるのは「同条第3号」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「同条第3項後段」とあるのは「第29条において準用する第15条第3項後段」と読み替えるものとする。

茨城県公益認定等審議会条例（平成19年条例第42号）新旧対照表

改正案	現行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第50条第2項の規定に基づき、同法及び公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）の規定によりその権限に属せられた事項を処理するための審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 委員は、人格が高潔であって、審議会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律、会計又は公益法人（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第2条第3号に規定する公益法人をいう。）若しくは公益信託（公益信託に関する法律第2条第1項第1号に規定する公益信託をいう。）に係る活動に関して優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第50条第2項の規定に基づき、同法_____の規定によりその権限に属せられた事項を処理するための審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 委員は、人格が高潔であって、審議会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律、会計又は公益法人_____に係る活動に関して優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。</p>

職員の給与に関する条例（昭和27年茨城県条例第9号）新旧対照表【第1条関係】

改正案	現行
<p>(給料等)</p> <p>第3条 給料は、正規の勤務時間（職員の勤務時間に関する条例（昭和26年茨城県条例第40号。以下「勤務時間条例」という。）第2条から第5条まで（市町村立学校県費負担教職員の勤務時間に関する条例（昭和46年茨城県条例第56号。以下「教職員勤務時間条例」という。）第2条において準用する場合を含む。）に規定する勤務時間をいう。以下同じ。）による勤務に対する報酬であつて、この条例に定める管理職手当、初任給調整手当（第1種初任給調整手当及び第2種初任給調整手当をいう。第19条第1項第2号及び第24条第2項において同じ。）、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、寒冷地手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（第14条の3の規定による手当を含む。第19条第1項第2号において同じ。）、へき地手当（第14条の4第1項の規定によるへき地手当に準ずる手当を含む。第14条の2第1項ただし書及び第19条第1項第2号において同じ。）、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当（第14条の9第1項の規定による武力攻撃災害等派遣手当及び第14条の10第1項の規定による特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。）、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、義務教育等教員特別手当及び退職手当を除いたものとし、第24条第1項の報酬は、勤務時間条例第10条に規定する勤</p>	<p>(給料等)</p> <p>第3条 給料は、正規の勤務時間（職員の勤務時間に関する条例（昭和26年茨城県条例第40号。以下「勤務時間条例」という。）第2条から第5条まで（市町村立学校県費負担教職員の勤務時間に関する条例（昭和46年茨城県条例第56号。以下「教職員勤務時間条例」という。）第2条において準用する場合を含む。）に規定する勤務時間をいう。以下同じ。）による勤務に対する報酬であつて、この条例に定める管理職手当、初任給調整手当_____、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、寒冷地手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（第14条の3の規定による手当を含む。第19条第1項第2号において同じ。）、へき地手当（第14条の4第1項の規定によるへき地手当に準ずる手当を含む。第14条の2第1項ただし書及び第19条第1項第2号において同じ。）、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当（第14条の9第1項の規定による武力攻撃災害等派遣手当及び第14条の10第1項の規定による特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。）、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、義務教育等教員特別手当及び退職手当を除いたものとし、第24条第1項の報酬は、勤務時間条例第10条に規定する勤</p>

<p>務時間による勤務に対する報酬であつて、期末手当及び勤勉手当を除いたものとする。</p>	<p>務時間による勤務に対する報酬であつて、期末手当及び勤勉手当を除いたものとする。</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>(初任給、昇格、昇給等の基準)</p>	<p>(初任給、昇格、昇給等の基準)</p>
<p>第6条 (略)</p>	<p>第6条 (略)</p>
<p>2～5 (略)</p>	<p>2～5 (略)</p>
<p>6 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給（医療職給料表（二）の適用を受ける職員で_____その職務の級が7級である_____もの及び医療職給料表（三）の適用を受ける職員で_____その職務の級が6级以上であるもののうち_____人事委員会規則で定める管理職手当の支給を受けているものにあつては、3号給）とすることを標準として人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。</p>	<p>6 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給（行政職給料表_____の適用を受ける職員のうちその職務の級が6级以上であつて人事委員会規則で定める管理職手当の支給を受けているもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員のうちその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員であつて人事委員会規則で定める管理職手当の支給を受けているものにあつては、3号給）とすることを標準として人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。</p>
<p>7 前項の規定にかかわらず、55歳（人事委員会規則で定める職員にあつては、56歳以上の年齢で人事委員会規則で定めるもの）を超える職員並びに行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級が行政職給料表の特7级以上に相当するものとして人事委員会規則で定めるものの第5項の規定による昇給は、同項に規定する期間における</p>	<p>7 前項の規定にかかわらず、55歳（人事委員会規則で定める職員にあつては、56歳以上の年齢で人事委員会規則で定めるもの）を超える職員並びに行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が特7级以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれ_____に相当するものとして人事委員会規則で定めるものの第5項の規定による昇給は、同項に規定する期間における</p>

当該職員の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。

8～11 (略)

(初任給調整手当)

第9条の3 次の各号に掲げる職員の職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号及び第2号に掲げる職員の職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第3号に掲げる職員の職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日(第1号及び第2号に掲げる職員の職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日)から1年を経過するごとにその額を減じて、第1種初任給調整手当として支給する。

(1)～(3) (略)

2 前項の職員の職に在職する職員のうち、同項の規定により、第1種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて、第1種初任給調整手当を支給する。

3 前2項の規定により、第1種初任給調整手当を支給される職員の範囲、第1種初任給調整手当の支給期間及び支給額その他第1種初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第9条の4 新たに採用された職員であつて、採用の日において、当該職

当該職員の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。

8～11 (略)

(初任給調整手当)

第9条の3 次の各号に掲げる職員の職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号及び第2号に掲げる職員の職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第3号に掲げる職員の職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日(第1号及び第2号に掲げる職員の職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日)から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。

(1)～(3) (略)

2 前項の職員の職に在職する職員のうち、同項の規定により、初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて、初任給調整手当を支給する。

3 前2項の規定により、初任給調整手当を支給される職員の範囲、初任給調整手当の支給期間及び支給額その他初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(新設)

員に適用される給料表の給料月額のうち第6条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第3項、第4項、第6項及び第7項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額(定年前再任用短時間勤務職員その他の人事委員会規則で定める職員にあつては、人事委員会規則で定める額)並びにこれに第11条の2の規定による地域手当の支給割合を乗じて得た額の合計額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に12を乗じ、その額を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間に52を乗じたものから職員の休日及び休暇に関する条例(昭和29年茨城県条例第43号。以下「休日休暇条例」という。)第2条第1項に規定する休日に係る勤務時間を考慮して人事委員会規則で定める時間を減じたもので除して得た額(その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額。次項において「特定額」という。)が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して人事委員会規則で定める額(次項において「基準額」という。)を下回るものには、採用の日から人事委員会規則で定める日までの間、第2種初任給調整手当を支給する。

2 第2種初任給調整手当の月額は、人事委員会規則で定めるところにより基準額と特定額との差額を月額に換算した額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、同項の規定により第2種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定めるものには、人事委員会規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて、第2種初任給調整手当を支

給する。

4 前3項に規定するもののほか、第2種初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(通勤手当)

第12条 (略)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) (略)

(2) 前項第2号に掲げる職員 支給単位期間につき、人事委員会規則で定める交通用具の使用距離の区分に応じ、66,400円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額(第12条の6第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員及び定年前再任用短時間勤務職員(支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。)にあつては、その額から、その額(加算がなされる場合には、加算後の額)に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)

(3) (略)

3 (略)

4 第1項第3号に掲げる職員で、交通用具の駐車のため駐車場(人事委員会規則で定めるものに限る。)を利用してその料金(以下この項において「駐車料金」という。)を負担することを常例とする職員

(通勤手当)

第12条 (略)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) (略)

(2) 前項第2号に掲げる職員 支給単位期間につき、人事委員会規則で定める交通用具の使用距離の区分に応じ、55,000円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額(第12条の6第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員及び定年前再任用短時間勤務職員(支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。)にあつては、その額から、その額(加算がなされる場合には、加算後の額)に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)

(3) (略)

3 (略)

4 第1項第3号に掲げる職員で、交通用具の駐車のため駐車場(人事委員会規則で定めるものに限る。)を利用してその料金(以下この項において「駐車料金」という。)を負担することを常例とする職員(人事委員

の通勤手当の額は、第2項の規定にかかわらず、同項の規定による額に、人事委員会規則で定めるところにより算出した1箇月当たりの駐車料金の額の2分の1に相当する額(当該額が3,000円(交通用具が自動車である場合にあつては、7,000円。以下この項において同じ。)を超えるときは、3,000円)を加算した額とする。

5 (略)

6 通勤手当は、支給単位期間(人事委員会規則で定める通勤手当にあつては、人事委員会規則で定める期間)に係る最初の月(当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として人事委員会規則で定める場合にあつては、その翌月)の人事委員会規則で定める日に支給する。

7～9 (略)

(特地勤務手当等)

第14条の2 (略)

第14条の3 (略)

2 新たに 給料表の適用を受け
る職員となつて特地公署又は準特地公署に在勤することとなつたことに伴つて住居を移転した職員
, 新たに特地公署又は準特地公署に該当することとなつた公署に在勤する職員でその特地公署又は準特地公署に該当することとなつた日前3年以内に当該公署に異動し、当該異動に伴つて住居を移転したものの其他前項の規定による手当を支給される職員と

会規則で定める職員に限る。)の通勤手当の額は、第2項の規定にかかわらず、同項の規定による額に、人事委員会規則で定めるところにより算出した1箇月当たりの駐車料金の額の2分の1に相当する額(当該額が3,000円(交通用具が自動車である場合にあつては、7,000円。以下この項において同じ。)を超えるときは、3,000円)を加算した額とする。

5 (略)

6 通勤手当は、支給単位期間(人事委員会規則で定める通勤手当にあつては、人事委員会規則で定める期間)に係る最初の月
の人事委員会規則で定める日に支給する。

7～9 (略)

(特地勤務手当等)

第14条の2 (略)

第14条の3 (略)

2 第12条の5第3項各号に掲げる者から引き続き給料表の適用を受け
る職員となつて特地公署又は準特地公署に在勤することとなつたことに伴つて住居を移転した職員(任用の事情等を考慮して人事委員会規則
で定める職員に限る。), 新たに特地公署又は準特地公署に該当することとなつた公署に在勤する職員でその特地公署又は準特地公署に該当することとなつた日前3年以内に当該公署に異動し、当該異動に伴つて住居を移転したものの其他前項の規定による手当を支給される職員と

の権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員には、人事委員会規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、特地勤務手当に準ずる手当を支給する。

(期末手当)

第22条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の126.25 _____ を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの並びに学長の職にある職員以外の職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。以下「特定幹部職員」という。）にあつては100分の106.25 を乗じて得た額、学長の職にある職員にあつては100分の67.5 を乗じて得た額） _____ _____ に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の126.25」とあるのは「100分の71.25」と、「100分の106.25」とあるのは「100分の61.25」とする。

の権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員には、人事委員会規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、特地勤務手当に準ずる手当を支給する。

(期末手当)

第22条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の125 を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの並びに学長の職にある職員以外の職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。以下「特定幹部職員」という。）にあつては100分の105 を乗じて得た額、学長の職にある職員にあつては100分の66.25 を乗じて得た額）、12月に支給する場合には100分の127.5 を乗じて得た額（特定幹部職員にあつては100分の107.5 を乗じて得た額、学長の職にある職員にあつては100分の68.75 を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」と、「100分の127.5」とあるのは「1

_____」とする。

4～6 (略)

(勤勉手当)

第22条の4 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給される勤勉手当の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イに掲げる職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び付則第16項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の106.25 _____ (特定幹部職員にあつては、100分の126.25 _____) を乗じて得た額の総額

イ 学長の職にある職員 当該職員の勤勉手当基礎額に100分の107.5 _____ を乗じて得た額

00分の72.5」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の62.5」とする。

4～6 (略)

(勤勉手当)

第22条の4 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給される勤勉手当の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イに掲げる職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び付則第16項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の105（特定幹部職員にあつては、100分の125）、12月に支給する場合には100分の107.5（特定幹部職員にあつては、100分の127.5） を乗じて得た額の総額

イ 学長の職にある職員 当該職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の106.25、12月に支給する場合には100分の108.75 を乗じて得た額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該職員の勤勉手当基礎額に100分の51.25 (特定幹部職員にあつては、100分の61.25) を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

(会計年度任用職員の給与)

第24条 (略)

2 (略)

3 前2項の給与(退職手当を除く。)の額、支給方法その他その支給に関し必要な事項については、第5条第3項、第6条、第7条から第9条まで、第9条の3、第9条の4、第11条の2、第11条の3、第12条、第14条から第14条の7まで、第15条から第20条まで、第21条から第22条の4まで及び第22条の6の規定にかかわらず、常勤の職員との権衡、その職務の特殊性等を考慮し、予算の範囲内において別に任命権者が定める。

別表第1 (案文のとおり全改)

別表第2～別表第7 (略)

別表第8 (第5条関係)

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の50 (特定幹部職員にあつては、100分の60)、12月に支給する場合には100分の52.5 (特定幹部職員にあつては、100分の62.5) を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

(会計年度任用職員の給与)

第24条 (略)

2 (略)

3 前2項の給与(退職手当を除く。)の額、支給方法その他その支給に関し必要な事項については、第5条第3項、第6条、第7条から第9条まで、第9条の3_____、第11条の2、第11条の3、第12条、第14条から第14条の7まで、第15条から第20条まで、第21条から第22条の4まで及び第22条の6の規定にかかわらず、常勤の職員との権衡、その職務の特殊性等を考慮し、予算の範囲内において別に任命権者が定める。

別表第1 (略)

別表第2～別表第7 (略)

別表第8 (第5条関係)

行政職給料表級別基準職務表

職務の級	基準職務
1 級	定型的な業務を行う主事又は技師の職務
2 級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務
3 級	1 係長の職務 2 主任の職務
4 級	困難な業務を処理する係長の職務
5 級	課長補佐の職務
6 級	困難な業務を処理する課長補佐の職務
7 級	副参事又は技佐の職務
特7 級	本庁の課長の職務
8 級	本庁の部の次長の職務
9 級	本庁の部長の職務

備考 「本庁」とは、茨城県行政組織条例(昭和38年茨城県条例第45号)第2条に規定する部その他人事委員会規則で定める組織又は職をいう。

別表第9～別表第14 (略)

行政職給料表級別基準職務表

職務の級	基準職務
1 級	定型的な業務を行う主事又は技師の職務
2 級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務
3 級	1 係長の職務 2 主任の職務
4 級	困難な業務を処理する係長の職務
5 級	課長補佐の職務
6 級	1 副参事又は技佐の職務 2 困難な業務を処理する課長補佐の職務
7 級	困難な業務を処理する副参事又は技佐の職務
特7 級	本庁の課長の職務
8 級	本庁の部の次長の職務
9 級	本庁の部長の職務

備考 「本庁」とは、茨城県行政組織条例(昭和38年茨城県条例第45号)第2条に規定する部その他人事委員会規則で定める組織又は職をいう。

別表第9～別表第14 (略)

特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和27年茨城県条例第55号）新旧対照表【第2条関係】

改正案	現行
<p>第4条 知事等の期末手当の額に関しては、職員の給与に関する条例（昭和27年茨城県条例第9号。以下「給与条例」という。）の例による。この場合において、給与条例第22条第2項中「<u>100分の126.25</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるものうち人事委員会規則で定めるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき人事委員会規則で定めるもの」とあるのは「規則で定める職員」と、「職務段階等を考慮して人事委員会規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合」とあるのは「職務等を考慮して100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合」と、「人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員」とあるのは「規則で定める職員」と、「100分の25を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合」とあるのは「100分の25を超えない範囲内で規則で定める割合」とする。</p>	<p>第4条 知事等の期末手当の額に関しては、職員の給与に関する条例（昭和27年茨城県条例第9号。以下「給与条例」という。）の例による。この場合において、給与条例第22条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の172.5</u>」と、「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の177.5</u>」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるものうち人事委員会規則で定めるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき人事委員会規則で定めるもの」とあるのは「規則で定める職員」と、「職務段階等を考慮して人事委員会規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合」とあるのは「職務等を考慮して100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合」と、「人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員」とあるのは「規則で定める職員」と、「100分の25を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合」とあるのは「100分の25を超えない範囲内で規則で定める割合」とする。</p>
2 (略)	2 (略)

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年茨城県条例第9号）新旧対照表【第2条関係】

改正案	現行
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第2条第1項、第20条の3第1項及び第22条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年茨城県条例第9号）第5条の規定」と、給与条例第20条の3第1項中「第23条の2において」とあるのは「地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律第3条第1項第1号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。第23条の2において」と、給与条例第22条第2項中「<u>100分の126.25</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」とする。</p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第2条第1項、第20条の3第1項及び第22条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年茨城県条例第9号）第5条の規定」と、給与条例第20条の3第1項中「第23条の2において」とあるのは「地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律第3条第1項第1号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。第23条の2において」と、給与条例第22条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の172.5</u>」と、「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の177.5</u>」とする。</p>

一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年茨城県条例第6号）新旧対照表【第3条関係】

改正案	現行
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項、第20条の3第1項、第22条第2項及び第22条の4第2項第1号アの規定の適用については、給与条例第2条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年茨城県条例第6号。以下「任期付職員条例」という。）第7条の規定」と、給与条例第20条の3第1項中「第23条の2において」とあるのは「任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。第23条の2において」と、給与条例第22条第2項中「<u>100分の126.25</u>」とあるのは「<u>100分の96.25</u>」と、給与条例第22条の4第2項第1号ア中「<u>100分の106.25</u>」とあるのは「<u>100分の88.75</u>」とする。</p> <p>第10条 給与条例第9条の3、<u>第10条</u>、第11条の3、第11条の5、第13条、第14条の2から第14条の4まで及び第23条の規定は、法第5条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員(次項において「任期付短時間勤務職員」という。)には、適用しない。</p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項、第20条の3第1項、第22条第2項及び第22条の4第2項第1号アの規定の適用については、給与条例第2条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年茨城県条例第6号。以下「任期付職員条例」という。）第7条の規定」と、給与条例第20条の3第1項中「第23条の2において」とあるのは「任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。第23条の2において」と、給与条例第22条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の95</u>」と、「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の97.5</u>」と、給与条例第22条の4第2項第1号ア中「<u>100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の87.5</u>」と、「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「<u>100分の90</u>」とする。</p> <p>第10条 給与条例第9条の3から第11条まで、第11条の3、第11条の5、第13条、第14条の2から第14条の4まで及び第23条の規定は、法第5条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員(次項において「任期付短時間勤務職員」という。)には、適用しない。</p>
<p>2 任期付短時間勤務職員に対する給与条例第6条第11項、<u>第9条の4</u>、第12条第2項第2号及び第16条第2項の規定の適用については、<u>給与条例第6条第11項</u>中「法第22条の4第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)第5条の規定により任期を定めて採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」と、「当該定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「当該任期付短時間勤務職員」と、「定年前再任用短時間勤務職員の項」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の項」と、「基準給料月額」とあるのは「給料月額」と、「に応じた額」とあるのは「並びに第3項、第4項、第6項及び第7項の規定により当該任期付短時間勤務職員の受ける号給に応じた額」と、「第2条第3項」とあるのは「第2条第4項」と、<u>給与条例第9条の4</u>、第12条第2項第2号及び第16条第2項中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「任期付短時間勤務職員」とする。</p>	<p>2 任期付短時間勤務職員に対する給与条例第6条第11項、<u>第12条第2項第2号</u>及び第16条第2項の規定の適用については、<u>第6条第11項</u>中「法第22条の4第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)第5条の規定により任期を定めて採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」と、「当該定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「当該任期付短時間勤務職員」と、「定年前再任用短時間勤務職員の項」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の項」と、「基準給料月額」とあるのは「給料月額」と、「に応じた額」とあるのは「並びに第3項、第4項、第6項及び第7項の規定により当該任期付短時間勤務職員の受ける号給に応じた額」と、「第2条第3項」とあるのは「第2条第4項」と、<u>第12条第2項第2号</u>及び第16条第2項中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「任期付短時間勤務職員」とする。</p>

改正案	現行
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 手当の種類は、管理職手当，初任給調整手当（<u>第1種初任給調整手当及び第2種初任給調整手当をいう。第20条において同じ。</u>），扶養手当，地域手当，住居手当，通勤手当，単身赴任手当，在宅勤務等手当，特殊勤務手当，時間外勤務手当，休日勤務手当，夜間勤務手当，宿日直手当，管理職員特別勤務手当，期末手当，勤勉手当及び退職手当とする。</p> <p><u>(初任給調整手当)</u></p> <p>第5条 <u>第1種初任給調整手当は，専門的知識を必要とし，かつ，採用による欠員の補充が困難であると認められる職に新たに採用された職員に対して支給する。</u></p> <p><u>第5条の2 第2種初任給調整手当は，新たに採用された職員であつて，採用の日における当該職員の給料月額等を考慮して管理者が定める額が，その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して管理者が定める額を下回るものに対して支給する。</u></p> <p>2 前項に定めるもののほか，<u>第2種初任給調整手当は，同項の規定の</u></p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 手当の種類は，管理職手当，初任給調整手当_____，扶養手当，地域手当，住居手当，通勤手当，単身赴任手当，在宅勤務等手当，特殊勤務手当，時間外勤務手当，休日勤務手当，夜間勤務手当，宿日直手当，管理職員特別勤務手当，期末手当，勤勉手当及び退職手当とする。</p> <p><u>(初任給調整手当)</u></p> <p>第5条 _____初任給調整手当は，専門的知識を必要とし，かつ，採用による欠員の補充が困難であると認められる職に新たに採用された職員に対して支給する。</p> <p><u>(新設)</u></p>

適用を受ける職員以外の職員で，同項の規定により第2種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして管理者が定めるものに対して支給する。

職員の育児休業等に関する条例（平成4年茨城県条例第5号）新旧対照表【第5条関係】

改正案	現行
<p>(任期付短時間勤務職員に対する給与に関する特例)</p> <p>第27条 給与条例第9条の3、<u>第10条</u>、第11条の3、第11条の5、第13条、第14条の2から第14条の4まで及び第23条の規定は、任期付短時間勤務職員には、適用しない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(任期付短時間勤務職員に対する給与に関する特例)</p> <p>第27条 給与条例第9条の3から<u>第11条まで</u>、第11条の3、第11条の5、第13条、第14条の2から第14条の4まで及び第23条の規定は、任期付短時間勤務職員には、適用しない。)</p> <p>2 (略)</p>

職員の修学部分休業に関する条例（平成18年茨城県条例第2号）新旧対照表【第6条関係】

改正案	現行
<p>(修学部分休業取得中の給与)</p> <p>第3条 職員が修学部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、職員の給与に関する条例(昭和27年茨城県条例第9号。以下「給与条例」という。)第15条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給料の月額並びにこれに対する地域手当、定時制通信教育手当、産業教育手当及び農林漁業普及指導手当並びに管理職手当、初任給調整手当(第1種初任給調整手当及び第2種初任給調整手当をいう。)<u>及び義務教育等教員特別手当並びに人事委員会規則で定める手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間数に52を乗じて得た数から職員の休日及び休暇に関する条例(昭和29年茨城県条例第43号)第2条第1項に規定する休日に係る勤務時間を考慮して人事委員会規則で定める数を減じた数で除して得た額を減額して給与を支給する。</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>(修学部分休業取得中の給与)</p> <p>第3条 職員が修学部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、職員の給与に関する条例(昭和27年茨城県条例第9号。以下「給与条例」という。)第15条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給料の月額並びにこれに対する地域手当、定時制通信教育手当、産業教育手当及び農林漁業普及指導手当並びに管理職手当、初任給調整手当<u>及び義務教育等教員特別手当並びに人事委員会規則で定める手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間数に52を乗じて得た数から職員の休日及び休暇に関する条例(昭和29年茨城県条例第43号)第2条第1項に規定する休日に係る勤務時間を考慮して人事委員会規則で定める数を減じた数で除して得た額を減額して給与を支給する。</u></p> <p>2 (略)</p>

病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成18年茨城県条例第19号）新旧対照表【第7条関係】

改正案	現行
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 略</p> <p>3 手当の種類は、管理職手当、初任給調整手当(第1種初任給調整手当及び第2種初任給調整手当をいう。第29条において同じ。)、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。</p> <p>(初任給調整手当)</p> <p>第6条 第1種初任給調整手当は、専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職に新たに採用された職員に対して支給する。</p> <p>第6条の2 第2種初任給調整手当は、新たに採用された職員であつて、採用の日における当該職員の給料月額等を考慮して管理者が定める額が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して管理者が定める額を下回るものに対して支給する。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、第2種初任給調整手当は、同項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、同項の規定により第2種初任給調整</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 略</p> <p>3 手当の種類は、管理職手当、初任給調整手当_____、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。</p> <p>(初任給調整手当)</p> <p>第6条 _____初任給調整手当は、専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職に新たに採用された職員に対して支給する。</p> <p>(新設)</p>

手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして管理者が定めるものに対して支給する。

○ 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和27年茨城県条例第55号）新旧対照表

改正案				現行			
付 則				付 則			
6 医師の資格を有する者が病院事業管理者に任命された場合における当該病院事業管理者に係る給料は、当分の間、第3条第1項の規定にかかわらず、月額1,060,000円とする。				6 医師の資格を有する者が病院事業管理者に任命された場合における当該病院事業管理者に係る給料は、当分の間、第3条第1項の規定にかかわらず、月額1,050,000円とする。			
別表第1（第3条関係）				別表第1（第3条関係）			
職名		給料月額（単位 円）		職名		給料月額（単位 円）	
知事		1,380,000		知事		1,340,000	
副知事		1,090,000		副知事		1,080,000	
教育長		920,000		教育長		910,000	
公営企業管理者		920,000		公営企業管理者		910,000	
病院事業管理者		920,000		病院事業管理者		910,000	
常勤の監査委員		670,000		常勤の監査委員		660,000	
別表第2（略）				別表第2（略）			
別表第3（第6条、第9条関係）				別表第3（第6条、第9条関係）			
職名		報酬		職名		報酬	
		月額 (単位 円)	日額 (単位 円)	相当する 職務の級		月額 (単位 円)	日額 (単位 円)
非常勤の監査委員	識見を有する者のうちから選任された監査委員	242,000		9級	非常勤の監査委員	識見を有する者のうちから選任された監査委員	235,000
	議員のうち	137,000				議員のうち	133,000

	から選任された監査委員		
監査専門委員			17,000
教育委員会の委員		219,000	
人事委員会の委員	委員長	239,000	
	委員	219,000	
公安委員会の委員	委員長	239,000	
	委員	219,000	
選挙管理委員会の委員	委員長	225,000	
	委員	204,000	
労働委員会の委員	会長	239,000	
	会長代理	219,000	
	公益を代表する委員	214,000	
	その他の委員	206,000	
収用委員会の委員	会長		21,000
	委員		18,000
海区漁業調整委員会の委員	会長		21,000
	委員		18,000
内水面漁場管理委員会の委員	会長		21,000
	委員		18,000
付属機関の委員その他の構成員			14,000

	から選任された監査委員		
監査専門委員			16,000
教育委員会の委員		213,000	
人事委員会の委員	委員長	232,000	
	委員	213,000	
公安委員会の委員	委員長	232,000	
	委員	213,000	
選挙管理委員会の委員	委員長	218,000	
	委員	198,000	
労働委員会の委員	会長	232,000	
	会長代理	213,000	
	公益を代表する委員	208,000	
	その他の委員	200,000	
収用委員会の委員	会長		20,000
	委員		17,000
海区漁業調整委員会の委員	会長		20,000
	委員		17,000
内水面漁場管理委員会の委員	会長		20,000
	委員		17,000
付属機関の委員その他の構成員			13,000

改正案			現行		
別表第1(第2条第1項関係)			別表第1(第2条第1項関係)		
事務	名称	金額	事務	名称	金額
157 医薬品, 医療機器等の品質, 有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第80条の規定に基づく医薬品, 医療機器等の品質, 有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条第6項(同条第13項において準用する場合を含む。)	医薬品適合性調査手数料	(1) 無菌医薬品の製造工程の全部又は一部を行う場合に係る新規医薬品適合性調査(医薬品, 医療機器等の品質, 有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条第6項(同条第13項において準用する場合を含む。))の規定による調査(同条第1項又は第13項の規定による医薬品の製造販売についての承認又は承認事項の一部変更の承認を受けようとするときに受けなければならないものに限る。)	157 医薬品, 医療機器等の品質, 有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第80条の規定に基づく医薬品, 医療機器等の品質, 有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条第7項(同条第13項において準用する場合を含む。)	医薬品適合性調査手数料	(1) 無菌医薬品の製造工程の全部又は一部を行う場合に係る新規医薬品適合性調査(医薬品, 医療機器等の品質, 有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条第7項(同条第13項において準用する場合を含む。))の規定による調査(同条第1項又は第15項の規定による医薬品の製造販売についての承認又は承認事項の一部変更の承認を受けようとするときに受けなければならないものに限る。)
		(2) 及び(4)に掲げるものを除く。) については76,200円			(2) 及び(4)に掲げるものを除く。) については76,200円
		(2)~(4) 省略			(2)~(4) 省略
		(5) 無菌医薬品の製造工程の全部又は一部を行う場合に係る定期医薬品適合性調査(医薬品, 医療機器等の品質, 有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条第6項の規定による調査(同条第1項の規定による医薬品の製造販売についての承認を受けようとするときに受けなければならないものを除く。))又は同法第80条第1項の規定による調査(医薬品の製造をしようとするときに受けなければならないものを除く。))をいう。以下この項において同じ。)(7)及び(8)に掲げるものを除く。) については156,700円に, 3,800円に当該調査に係る品目			(5) 無菌医薬品の製造工程の全部又は一部を行う場合に係る定期医薬品適合性調査(医薬品, 医療機器等の品質, 有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条第7項の規定による調査(同条第1項の規定による医薬品の製造販売についての承認を受けようとするときに受けなければならないものを除く。))又は同法第80条第1項の規定による調査(医薬品の製造をしようとするときに受けなければならないものを除く。))をいう。以下この項において同じ。)(7)及び(8)に掲げるものを除く。) については156,700円に, 3,800円に当該調査に係る品目

		数を乗じて得た額を加算した額 (6)~(8) 省略			数を乗じて得た額を加算した額 (6)~(8) 省略
158 医薬品, 医療機器等の品質, 有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第80条の規定に基づく医薬品, 医療機器等の品質, 有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条第6項(同条第13項において準用する場合を含む。)	医薬部外品適合性調査手数料	(1) 無菌医薬部外品の製造工程の全部又は一部を行う場合に係る新規医薬部外品適合性調査(医薬品, 医療機器等の品質, 有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条第6項(同条第13項において準用する場合を含む。))の規定による調査(同条第1項又は第13項の規定による医薬部外品の製造販売についての承認又は承認事項の一部変更の承認を受けようとするときに受けなければならないものに限る。)	158 医薬品, 医療機器等の品質, 有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第80条の規定に基づく医薬品, 医療機器等の品質, 有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条第7項(同条第15項において準用する場合を含む。)	医薬部外品適合性調査手数料	(1) 無菌医薬部外品の製造工程の全部又は一部を行う場合に係る新規医薬部外品適合性調査(医薬品, 医療機器等の品質, 有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条第7項(同条第15項において準用する場合を含む。))の規定による調査(同条第1項又は第15項の規定による医薬部外品の製造販売についての承認又は承認事項の一部変更の承認を受けようとするときに受けなければならないものに限る。)
		(2) 及び(4)に掲げるものを除く。) については76,200円			(2) 及び(4)に掲げるものを除く。) については76,200円
		(2)~(4) 省略			(2)~(4) 省略
		(5) 無菌医薬部外品の製造工程の全部又は一部を行う場合に係る定期医薬部外品適合性調査(医薬品, 医療機器等の品質, 有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条第6項の規定による調査(同条第1項の規定による医薬部外品の製造販売についての承認を受けようとするときに受けなければならないものを除く。))又は同法第80条第1項の規定による調査(医薬部外品の製造をしようとするときに受けなければならないものを除く。))をいう。以下この項において同じ。)(7)及び(8)に掲げるものを除く。) については156,700円に, 3,800円に当該調査に係る品目数を乗じて得た額を加算した額			(5) 無菌医薬部外品の製造工程の全部又は一部を行う場合に係る定期医薬部外品適合性調査(医薬品, 医療機器等の品質, 有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条第7項の規定による調査(同条第1項の規定による医薬部外品の製造販売についての承認を受けようとするときに受けなければならないものを除く。))又は同法第80条第1項の規定による調査(医薬部外品の製造をしようとするときに受けなければならないものを除く。))をいう。以下この項において同じ。)(7)及び(8)に掲げるものを除く。) については156,700円に, 3,800円に当該調査に係る品目数を乗じて得た額を加算した額
		(6)~(8) 省略			(6)~(8) 省略
159 削除			159 削除		

160 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第 80 条の規定に基づく医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 14 条第 13 項に規定する医薬品の製造販売承認事項の一部変更の承認の申請に対する審査	医薬品製造販売承認事項一部変更承認申請手数料	(1) 医療用医薬品の製造販売承認事項の一部変更に係る承認の申請（(2)及び(3)に掲げるものを除く。）にあつては 110,600 円 (2) 日本薬局方に収められている医薬品の製造販売承認事項の一部変更に係る承認の申請（(3)に掲げるものを除く。）にあつては 22,600 円 (3) 薬局製造販売医薬品の製造販売承認事項の一部変更に係る承認の申請にあつては 100 円 (4) (1)から(3)までに掲げる医薬品以外の医薬品の製造販売承認事項の一部変更に係る承認の申請にあつては 35,400 円	25,100 円
161 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第 80 条の規定に基づく医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 14 条第 13 項に規定する医薬部外品の製造販売承認事項の一部変更の承認の申請に対する審査	医薬部外品製造販売承認事項一部変更承認申請手数料		25,100 円
(中略)			
451 建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号)第 137 条の 12 第 11 項の規定に基づく既存の建築物に対する制限の緩和に係る敷地と道路との関係の特例認定申請手数料	既存の建築物に対する制限の緩和に係る敷地と道路との関係の特例認定申請手数料		27,000 円

160 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第 80 条の規定に基づく医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 14 条第 15 項に規定する医薬品の製造販売承認事項の一部変更の承認の申請に対する審査	医薬品製造販売承認事項一部変更承認申請手数料	(1) 医療用医薬品の製造販売承認事項の一部変更に係る承認の申請（(2)及び(3)に掲げるものを除く。）にあつては 110,600 円 (2) 日本薬局方に収められている医薬品の製造販売承認事項の一部変更に係る承認の申請（(3)に掲げるものを除く。）にあつては 22,600 円 (3) 薬局製造販売医薬品の製造販売承認事項の一部変更に係る承認の申請にあつては 100 円 (4) (1)から(3)までに掲げる医薬品以外の医薬品の製造販売承認事項の一部変更に係る承認の申請にあつては 35,400 円	25,100 円
161 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第 80 条の規定に基づく医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 14 条第 15 項に規定する医薬部外品の製造販売承認事項の一部変更の承認の申請に対する審査	医薬部外品製造販売承認事項一部変更承認申請手数料		25,100 円
(中略)			
451 建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号)第 137 条の 12 第 6 項の規定に基づく既存の建築物に対する制限の緩和に係る敷地と道路との関係の特例認定申請手数料	既存の建築物に対する制限の緩和に係る敷地と道路との関係の特例認定申請手数料		27,000 円

係に関する特例の認定の申請に対する審査			
451 の 2 建築基準法施行令第 137 条の 12 第 12 項の規定に基づく既存の建築物に対する制限の緩和に係る道路内の建築制限に関する特例の認定の申請に対する審査	既存の建築物に対する制限の緩和に係る道路内の建築制限の特例認定申請手数料		27,000 円
(中略)			
475 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成 24 年法律第 84 号)第 10 条第 4 項(同法第 11 条第 2 項において準用する場合を含む。)の規定に基づく集約都市開発事業計画の通知に対する審査	集約都市開発事業整備特定建築物審査手数料	_____ 建築物の床面積の合計に応じて 414 の項に規定する額に 415 の項に規定する額を加算した額	

係に関する特例の認定の申請に対する審査			
451 の 2 建築基準法施行令第 137 条の 12 第 7 項の規定に基づく既存の建築物に対する制限の緩和に係る道路内の建築制限の特例認定申請手数料	既存の建築物に対する制限の緩和に係る道路内の建築制限の特例認定申請手数料		27,000 円
(中略)			
475 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成 24 年法律第 84 号)第 10 条第 4 項(同法第 11 条第 2 項において準用する場合を含む。)の規定に基づく集約都市開発事業計画の通知に対する審査	集約都市開発事業整備特定建築物審査手数料	(1) 建築基準法第 6 条の 3 第 1 項又は第 18 条第 4 項に規定する構造計算適合性判定（以下この項において「構造計算適合性判定」という。）を要する建築物に該当しない場合にあつては、建築物の床面積の合計に応じて 414 の項に規定する額に 415 の項に規定する額を加算した額 (2) 構造計算適合性判定を要する建築物に該当する場合にあつては、(1)の規定により算定した額に、次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該建築物のうち構造計算適合性判定を要する部分につき、当該ア又はイに掲げる額を加算した額 ア 建築基準法第 20 条第 1 項第 2 号イ又は第 3 号イの構造計算が同項第 2 号イ又は第 3 号イに規定する国土交通大	

		<p>ものに限る。以下この項及び次項において「適合証」という。)がある場合(建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合しているかどうかの審査(以下「建築基準関係規定適合審査」という。))を受けるよう申し出る場合を除く。)にあつては、次のアからエまでに掲げる区分に応じ、当該アからエまでに定める額</p> <p>ア～エ 省略</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合にあつては、(1)又は(2)に規定する額に、475の項</p> <p>_____に定める額を加算した額</p>
477 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	<p>(1)～(2) 省略</p> <p>(3) 建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合にあつては、(1)又は(2)に規定する額に、475の項</p> <p>_____に定める額を加算した額</p>
477 の 2 の 3 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(以下この項において「法」という。)第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	<p>(1) 法第29条第3項各号に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画であつて、法第30条第1項第1号に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準(以下この項及び次項において「誘導基準」という。)に適合していることを証する書面(当該適合して</p>

		<p>ものに限る。以下この項及び次項において「適合証」という。)がある場合(建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合しているかどうかの審査(以下「建築基準関係規定適合審査」という。))を受けるよう申し出る場合を除く。)にあつては、次のアからエまでに掲げる区分に応じ、当該アからエまでに定める額</p> <p>ア～エ 省略</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合にあつては、(1)又は(2)に規定する額に、475の項の(1)又は(2)に掲げる区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める額を加算した額</p>
477 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	<p>(1)～(2) 省略</p> <p>(3) 建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合にあつては、(1)又は(2)に規定する額に、475の項の(1)又は(2)に掲げる区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める額を加算した額</p>
477 の 2 の 3 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(以下この項において「法」という。)第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	<p>(1) 法第29条第3項各号に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画であつて、法第30条第1項第1号に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準(以下この項及び次項において「誘導基準」という。)に適合していることを証する書面(当該適合して</p>

		<p>いることを証する対象が住宅_____の部分のみである場合にあつては登録住宅性能評価機関_____又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限り、当該適合していることを証する対象が住宅の部分のみである場合以外の場合にあつては登録建築物エネルギー消費性能判定機関_____</p> <p>_____が交付したものに限り、以下この項及び次項において「適合証」という。)がある場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。)にあつては、次のアからエまでに掲げる区分に応じ、当該アからエまでに定める額</p> <p>ア～エ省略</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 法第29条第3項各号に掲げる事項の</p>
--	--	---

		<p>いることを証する対象が住宅以外の部分のみである場合にあつては登録住宅性能評価機関(指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。)又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限り、当該適合していることを証する対象が住宅の部分のみである場合_____にあつては登録建築物エネルギー消費性能判定機関(指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。以下この項において同じ。)又は登録住宅性能評価機関が交付したものに限り、当該適合していることを証する対象が住宅及び住宅以外の部分である場合にあつては登録住宅性能評価機関(指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。)又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限り、以下この項及び次項において「適合証」という。)がある場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。)にあつては、次のアからエまでに掲げる区分に応じ、当該アからエまでに定める額</p> <p>ア～エ省略</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 法第29条第3項各号に掲げる事項の</p>
--	--	--

		記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画であって、建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合にあっては、(1)又は(2)に規定する額に、475の項_____に定める額を加算した額 (4) 省略
477の2の4 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（以下この項において「法」という。）第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	(1)～(2) 省略 (3) 法第29条第3項各号に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画に係る変更であって、建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合（同項各号に掲げる事項の記載の追加を伴う場合を除く。）にあっては、(1)又は(2)に規定する額に、475の項_____に定める額を加算した額 (4)～(5) 省略
477の4 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第7項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画等認定申請手数料	(1)～(2) 省略 (3) 建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合にあっては、(1)又は(2)に規定する額に、475の項_____に定める額を加算した額

		記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画であって、建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合にあっては、(1)又は(2)に規定する額に、475の項の(1)又は(2)に掲げる区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める額を加算した額 (4) 省略
477の2の4 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（以下この項において「法」という。）第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	(1)～(2) 省略 (3) 法第29条第3項各号に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画に係る変更であって、建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合（同項各号に掲げる事項の記載の追加を伴う場合を除く。）にあっては、(1)又は(2)に規定する額に、475の項の(1)又は(2)に掲げる区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める額を加算した額 (4)～(5) 省略
477の4 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第7項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画等認定申請手数料	(1)～(2) 省略 (3) 建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合にあっては、(1)又は(2)に規定する額に、475の項の(1)又は(2)に掲げる区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める額を加算した額

(中略)		
477の6 マンションの再生等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第163条の59第1項の規定に基づくマンションの容積率又は各部分の高さの特例の許可の申請に対する審査	要除却等認定マンションの建替え又は更新に係るマンションの容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料	160,000円
477の7 マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の13第1項の規定に基づくマンションの管理計画の認定の申請に対する審査	管理計画認定申請手数料	長期修繕計画（マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第110号）第1条の8第1項第2号に規定する長期修繕計画をいう。以下この項及び次項において同じ。）の数が1である場合にあっては4,000円、長期修繕計画の数が2以上である場合にあっては4,000円に1を超える長期修繕計画の数に2,000円を乗じて得た額を加算した額
477の8 マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の16第2項において準用する同法第5条の13第1項の規定に基づく管理計画の認定の更新の申請に対する審査	管理計画認定更新申請手数料	長期修繕計画の数が1である場合にあっては4,000円、長期修繕計画の数が2以上である場合にあっては4,000円に1を超える長期修繕計画の数に2,000円を乗じて得た額を加算した額
477の9 マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の17第1項の規定に基づく管理計画の変更の	管理計画変更認定申請手数料	11,000円

(中略)		
477の6 マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第105条第1項の規定に基づくマンションの容積率_____の特例許可申請手数料	要除却等認定マンションの建替え_____に係るマンションの容積率_____の特例許可申請手数料	160,000円
477の7 マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の3第1項の規定に基づくマンションの管理計画の認定の申請に対する審査	管理計画認定申請手数料	長期修繕計画（マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第110号）第1条の2第1項第2号に規定する長期修繕計画をいう。以下この項及び次項において同じ。）の数が1である場合にあっては4,000円、長期修繕計画の数が2以上である場合にあっては4,000円に1を超える長期修繕計画の数に2,000円を乗じて得た額を加算した額
477の8 マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の6第2項において準用する同法第5条の3第1項の規定に基づく管理計画の認定の更新の申請に対する審査	管理計画認定更新申請手数料	長期修繕計画の数が1である場合にあっては4,000円、長期修繕計画の数が2以上である場合にあっては4,000円に1を超える長期修繕計画の数に2,000円を乗じて得た額を加算した額
477の9 マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の7第1項の規定に基づく管理計画の変更の	管理計画変更認定申請手数料	11,000円

認定の申請に対する審査			認定の申請に対する審査		

茨城県地方活力向上地域等における県税の特別措置に関する条例（平成28年条例第13号）新旧対照表

改正案	現行
<p>(地方活力向上地域以外の地域等における事業税の不均一課税)</p> <p>第5条 地方活力向上地域以外の地域等において条例対象業務施設の用に供する設備であって規則で定めるもの（以下「条例対象特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した者（この条例の施行の日から令和10年3月31日までの間に、前条第3項の規定に基づき、条例対象事業計画の認定を受けた認定事業者であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後3年を経過する日まで（同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、条例対象特別償却設備を新設し、又は増設した者に限る。以下「条例対象特別償却設備設置者」という。）については、個人にあつては当該条例対象特別償却設備を当該条例対象業務施設に係る事業の用に供した日の属する年以後3年の各年、法人にあつては当該条例対象特別償却設備を当該条例対象業務施設に係る事業の用に供した日の属する事業年度の開始の日から同日以後3年を経過する日までの期間内に終了する各事業年度の課税標準額となる所得金額又は収入金額のうち第2条第1項の規定の例により計算した額に対して課する事業税の税率は、県税条例第40条の5又は第40条の11の3の規定にかかわらず、これらの規定に定める率に0.75を乗じて得た率とする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(地方活力向上地域以外の地域等における事業税の不均一課税)</p> <p>第5条 地方活力向上地域以外の地域等において条例対象業務施設の用に供する設備であって規則で定めるもの（以下「条例対象特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した者（この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間に、前条第3項の規定に基づき、条例対象事業計画の認定を受けた認定事業者であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後3年を経過する日まで（同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、条例対象特別償却設備を新設し、又は増設した者に限る。以下「条例対象特別償却設備設置者」という。）については、個人にあつては当該条例対象特別償却設備を当該条例対象業務施設に係る事業の用に供した日の属する年以後3年の各年、法人にあつては当該条例対象特別償却設備を当該条例対象業務施設に係る事業の用に供した日の属する事業年度の開始の日から同日以後3年を経過する日までの期間内に終了する各事業年度の課税標準額となる所得金額又は収入金額のうち第2条第1項の規定の例により計算した額に対して課する事業税の税率は、県税条例第40条の5又は第40条の11の3の規定にかかわらず、これらの規定に定める率に0.75を乗じて得た率とする。</p> <p>2 (略)</p>

茨城県住民基本台帳法施行条例（平成14年条例第43号）新旧対照表

改正案		現行	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
1～12 略		1～12 略	
13 茨城県地域医療薬剤師修学資金貸与条例（令和6年茨城県条例第23号）による修学資金の貸与に係る債権の回収に関する事務であって規則で定めるもの		<u>（新設）</u>	
14～21 略		13～20 略	
<u>（削除）</u>		21 採石法（昭和25年法律第291号）による採石業者の登録又は届出に関する事務であって規則で定めるもの	
<u>（削除）</u>		22 砂利採取法（昭和43年法律第74号）による砂利採取業者の登録又は届出に関する事務であって規則で定めるもの	
22～32 略		23～33 略	
別表第2（第3条関係）		別表第2（第3条関係）	
知事以外の執行機関	事務	知事以外の執行機関	事務
教育委員会	略	教育委員会	略
公安委員会	略	公安委員会	略
<u>（削除）</u>	<u>（削除）</u>	監査委員	地方自治法第242条第1項の規定による請求に関する事務であって規則で定めるもの